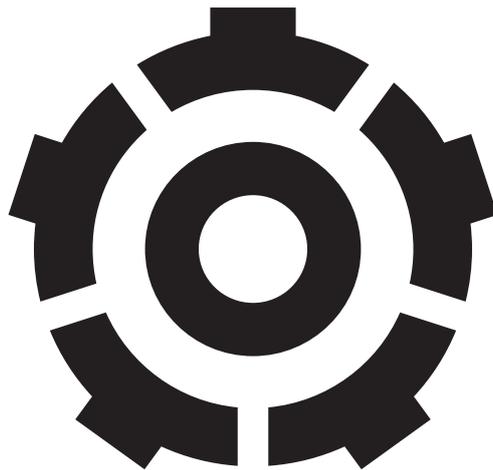


五城目町 障害福祉総合計画

障害者基本計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画



令和6年3月

五城目町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 我が国における障害者施策の方向性.....	1
(2) 国の主な障害者支援の取り組みの流れ.....	2
(3) 秋田県における障害者支援の取り組み.....	3
(4) 五城目町における計画策定の目的.....	3
2. 計画の基本的事項.....	4
(1) 計画の位置づけ.....	4
(2) 計画の期間.....	5
3. 計画の対象者.....	6
第2章 障害者福祉を取り巻く状況.....	7
1. 障害者の状況.....	7
(1) 総人口の推移.....	7
(2) 障害者手帳所持者の状況.....	7
(3) 身体障害者の状況.....	8
(4) 知的障害者の状況.....	10
(5) 精神障害者の状況.....	11
(6) 障害支援区分の認定状況.....	13
(7) 各種福祉手当の支給状況.....	15
(8) 障害児の就学等の状況.....	16
2. 障害福祉サービスの進捗状況.....	18
(1) 自立支援給付.....	18
(2) 地域生活支援事業.....	25
3. 障害児福祉サービスの進捗状況.....	29
(1) 障害児通所支援.....	29
(2) 障害児相談支援.....	31
第3章 計画の基本方向.....	32
1. 基本理念.....	32
2. 基本目標.....	33
3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの推進.....	34
(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進の考え方.....	34
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系.....	36
4. 障害者基本計画の施策体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
基本目標1：安心して暮らすことができる環境の整備.....	38
(1) 地域で支え合う体制の構築.....	38

(2) 生活の場の確保.....	41
(3) 緊急時・災害時の安全の確保の推進.....	43
基本目標2：障害者の自立と社会参加の支援.....	45
(1) 自立した生活を送るための支援の充実.....	45
(2) 社会への参加と自立の促進.....	52
基本目標3：障害福祉サービスの推進 《障害福祉計画・障害児福祉計画》.....	56
第5章 計画の成果目標.....	80
1. 国の指針.....	80
2. 本町における成果目標の設定.....	81
第6章 計画の推進にあたって.....	82
1. 計画の推進における基本姿勢.....	82
2. 計画推進における役割分担.....	83
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	84
4. 計画の進行管理体制.....	85
(1) 計画の進行管理と評価.....	85
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	86
(3) 人材の育成・確保.....	86
(4) 計画の実施状況の公表.....	86
5. 計画の普及・啓発の推進.....	87
参考.....	88
■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標.....	88
(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	88
(2) 安全・安心な生活環境の整備.....	88
(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	91
(4) 防災、防犯等の推進.....	92
(5) 行政等における配慮の充実.....	92
(6) 保健・医療の推進.....	93
(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	95
(8) 教育の振興.....	97
(9) 雇用・就業、経済的自立の支援.....	99
(10) 国際社会での協力・連携の推進.....	100
■ 計画策定経過.....	101
■ 五城目町障害者計画等策定委員名簿.....	102

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 我が国における障害者施策の方向性

国においては、「障害者基本法」に基づいて障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に向けて取り組んでいくという方向性が示されています。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、平成19年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成25年には「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定され、障害者の権利に関する条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されました。

また、平成25年には障害者総合支援法が制定され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として策定することが定められました。

令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和5年には「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの障害者施策の基本方針として、次のようなことが掲げられました。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各分野に共通する横断的視点

- 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 国の主な障害者支援の取り組みの流れ

	障害者福祉	
平成 15 年	支援費制度	○障害者の自己決定によるサービス利用
平成 17 年	発達障害者支援法 精神保健福祉法改正 障害者自立支援法	
平成 18 年	バリアフリー新法	
平成 23 年	障害者基本法改正 障害者虐待防止法	○「社会モデル」の考え方※1 や「合理的配慮」の概念※ 2
平成 25 年	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法 障害者基本計画（第 3 次）	○共生社会実現等の基本理念の見直し ○障害者の範囲の見直し
平成 26 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）	
平成 27 年	難病患者に対する医療等に関する法施行	
平成 28 年	障害者差別解消法 障害者雇用促進法 発達障害者支援法改正	○合理的配慮の提供が義務化
平成 30 年	障害者総合支援法改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 障害者基本計画（第 4 次）	○本人が望む地域生活（ニーズの多様化）への支援等
平成 31 年 ／令和元年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正	○障害のある方の文化芸術活動の推進
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正	
令和 4 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)	○障害の有無や地域等に関わらず、等しく情報を取得利用・意思疎通するための施策の推進
令和 5 年	障害者基本計画（第 5 次）	

※1 「社会モデル」の考え方 … 「障害」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障害があいまって生ずるものという考え方。

※2 「合理的配慮」の概念 … 障害のある人、ない人が同じく平等な生活を送れるように、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する社会的な障壁を取り除くこと。

(3) 秋田県における障害者支援の取り組み

秋田県においては、障害とは“心身機能の障害だけでなく、障害のある人が利用しにくい様々な要素(社会的障壁)により制限を受けているもの”とする「障害の社会モデル」の考えのもとに、これまでの計画の趣旨や基本的な施策を活かしつつ、令和3年3月に「第2次秋田県障害者計画」(令和3～8年度)を策定して施策を展開しています。

「第2次秋田県障害者計画」では「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念の下、4つの基本目標を設定しています。

基本理念

全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

- I 誰もが共生する社会**
子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。
- II 安全・安心な生活環境**
バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。
- III 障害福祉サービスと保健・医療**
子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。
- IV 社会参加と自立**
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じる秋田を目指します。

(4) 五城目町における計画策定の目的

本町においても障害のある人を取り巻く状況は日々変化しており、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障害者支援の方向性を踏まえ、障害者基本計画や障害福祉計画、障害児福祉計画を策定し、障害児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障害者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

しかし、令和5年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障害者基本計画」を障害者及び障害児を含む、町全体の障害者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害者及び障害児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障害者及び障害児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

○障害児福祉計画

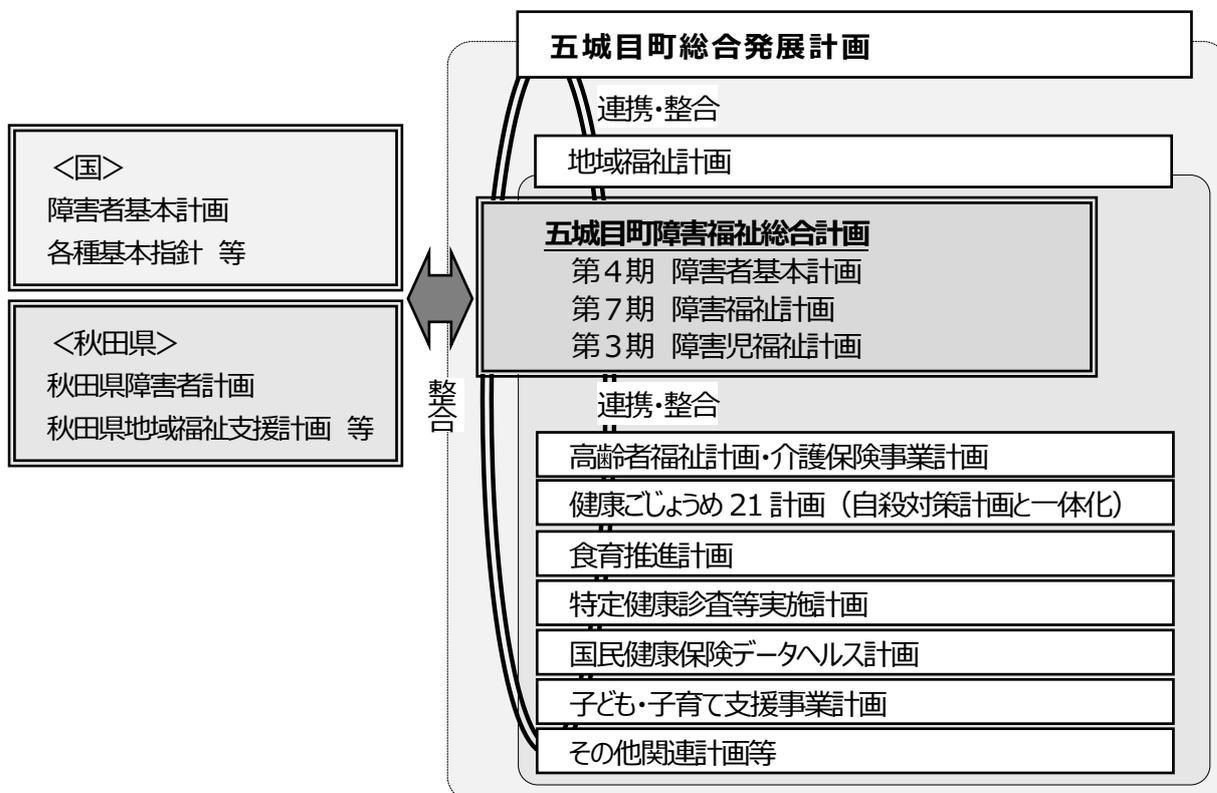
児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障害児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

本町においては、「障害者基本計画」を障害者及び障害児を含む、町全体の障害者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、本町の最上位計画である「五城目町総合発展計画」における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(2) 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となっています。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、中間年度である令和8年度中に目標数値等の見直しを行い、令和9年度からの後半期の数値目標を設定します。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和5～9年度までの5年間)

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第4期障害者基本計画					
障害福祉計画(第7期) 障害児福祉計画(第3期)					
進捗評価	進捗評価	進捗評価			
数値目標の見直し			障害福祉計画(第8期) 障害児福祉計画(第4期)		

3. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障害(児)者、知的障害(児)者・精神障害者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての住民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全住民を対象としています。

○障害者基本法 (抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法 (抄)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法 (抄)

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法 (抄)

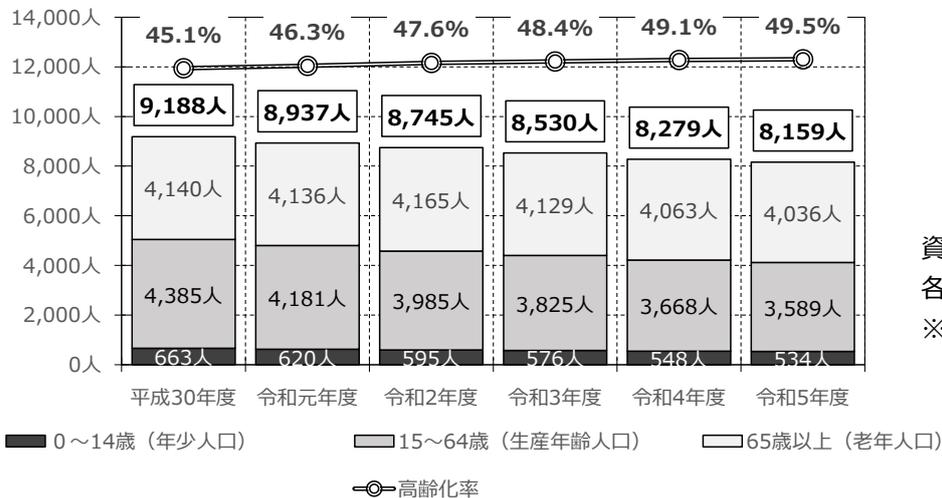
第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第2章 障害者福祉を取り巻く状況

1. 障害者の状況

(1) 総人口の推移



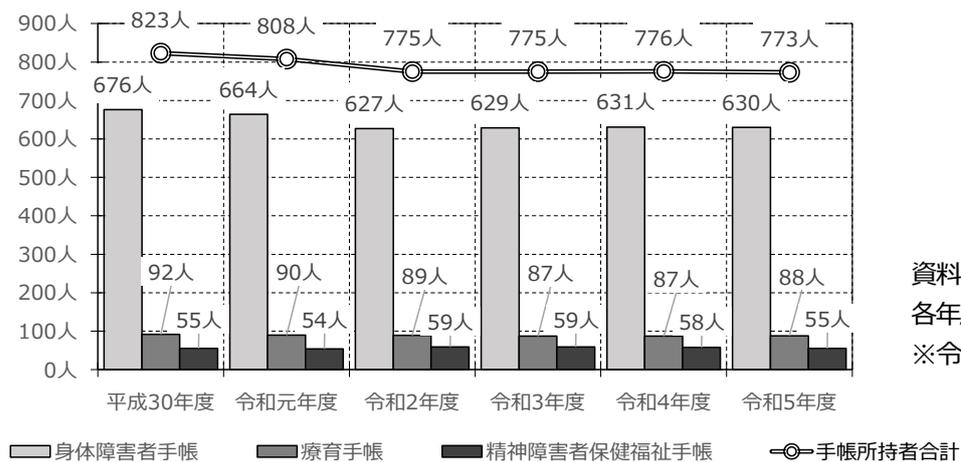
資料：健康福祉課、
各年度3月31日現在
※令和5年度は9月1日現在

総人口は、平成30年度の9,188人から、令和5年度には8,159人と、1,029人の減少となっています。

0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はともに年々減少しており、令和5年には、平成30年の8割程度の水準まで減少しています。

65歳以上の老年人口はやや減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しており、高齢化率は上昇しています。

(2) 障害者手帳所持者の状況



資料：健康福祉課、
各年度3月31日現在
※令和5年度は9月1日現在

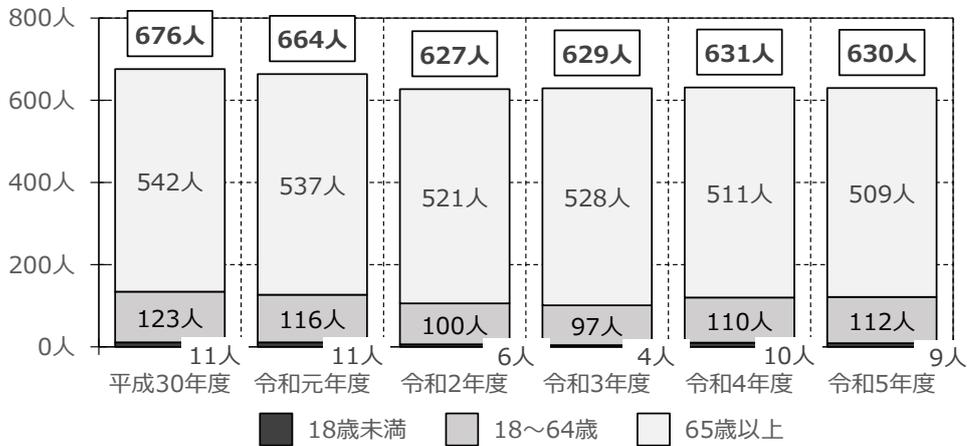
各種障害者手帳の所持者数の合計は、平成30年度の823人から、令和5年度には773人と、わずかな減少傾向で推移しています。

手帳の中では各年度、身体障害者手帳所持者が全体の8割以上を占めています。

療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、身体障害者手帳の所持者数は、平成30年度から令和5年度にかけて46人の減少となっています。

(3) 身体障害者の状況

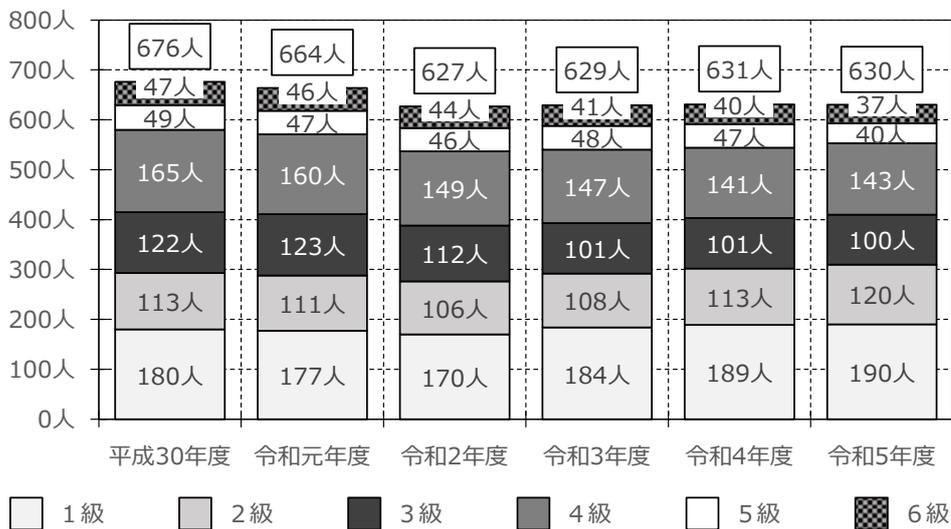
1) 年齢別の身体障害者手帳所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

身体障害者手帳所持者について年齢別にみると、各年度、65歳以上が全体の8割を占めています。18歳未満と18~64歳は、ほぼ横ばいに推移していますが、65歳以上については、平成30年度から令和5年度にかけて33人の減少となっています。

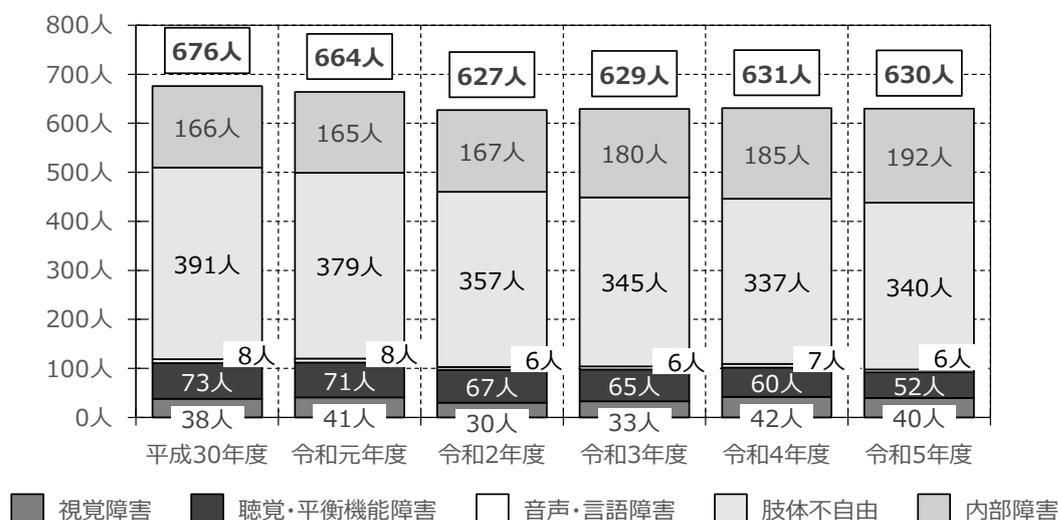
2) 等級別の身体障害者手帳所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級をみると、各年度、1級が3割前後でもっとも多く、2~4級がいずれも2割前後となっています。1級と2級は、ほぼ横ばいに推移していますが、3~6級は減少傾向にあります。

3) 障害種類別の身体障害者手帳所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

身体障害者手帳所持者の障害種類をみると、各年度、肢体不自由が半数を超えもっとも多く、ついで内部障害が3割前後で多くなっています。

視覚障害、音声・言語障害などは、ほぼ横ばいに推移していますが、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由などはやや減少傾向にあり、平成30年度から令和5年度にかけて聴覚・平衡機能障害は21人、肢体不自由は51人の減少となっています。

一方、内部障害はやや増加傾向にあり、平成30年度から令和5年度にかけて26人の増加となっています。

内部障害とは？

内部障害とは、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸機能、小腸、免疫機能の6種類の機能障害のことで、生命の維持に関わる重要な機能の障害です。

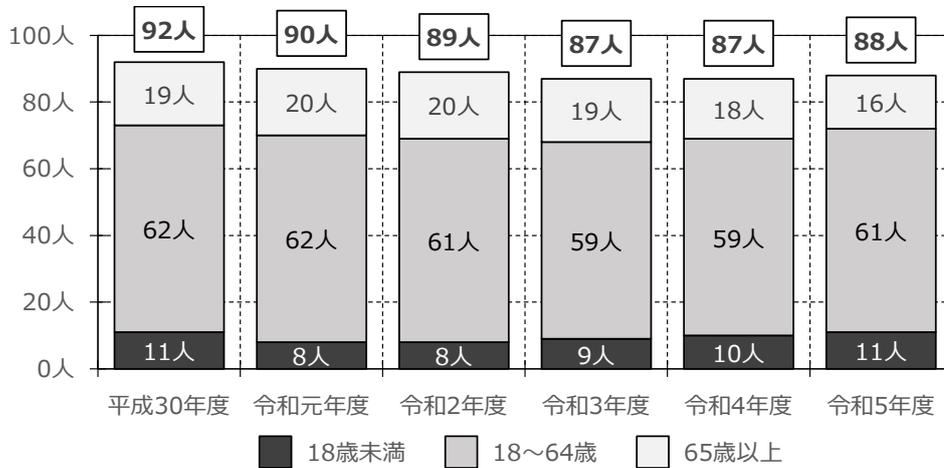
内部障害の特徴のひとつに、外見からは障害があることがわかりにくいために誤解を受けやすいことがあげられます。

外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」というマークがあります。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、ご理解ご協力をお願いいたします。
 町健康福祉課では、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布を行っています。

(4) 知的障害者の状況

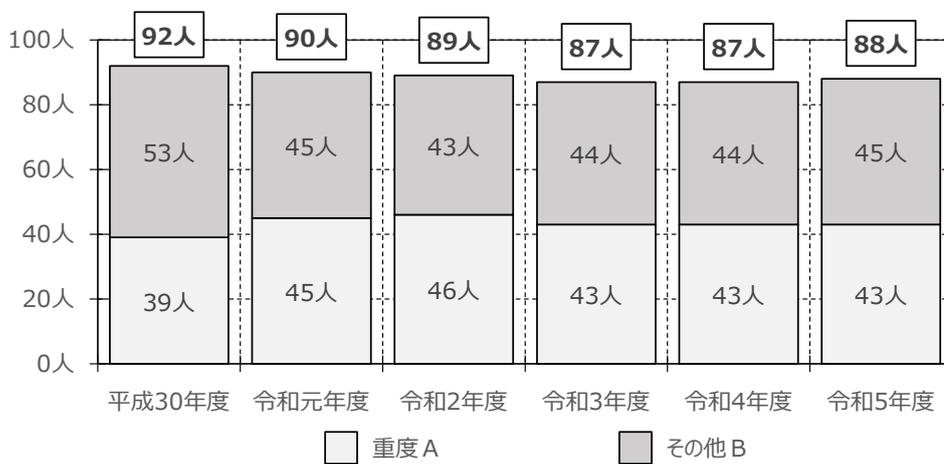
1) 年齢別の療育手帳所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

療育手帳所持者について年齢別にみると、各年度、18～64歳が7割近くを占め、65歳以上が2割前後となっています。

2) 等級別の療育手帳所持者数

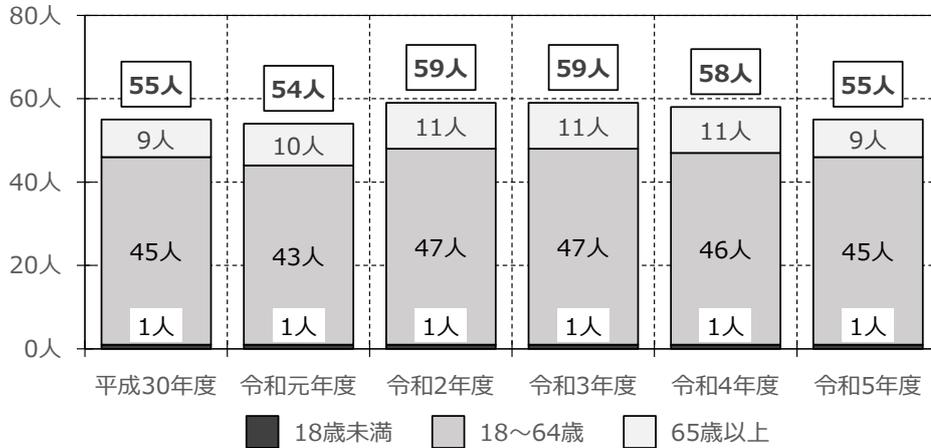


資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

療育手帳所持者の等級をみると、各年度、重度Aとその他Bは、ほぼ同じ割合となっています。

(5) 精神障害者の状況

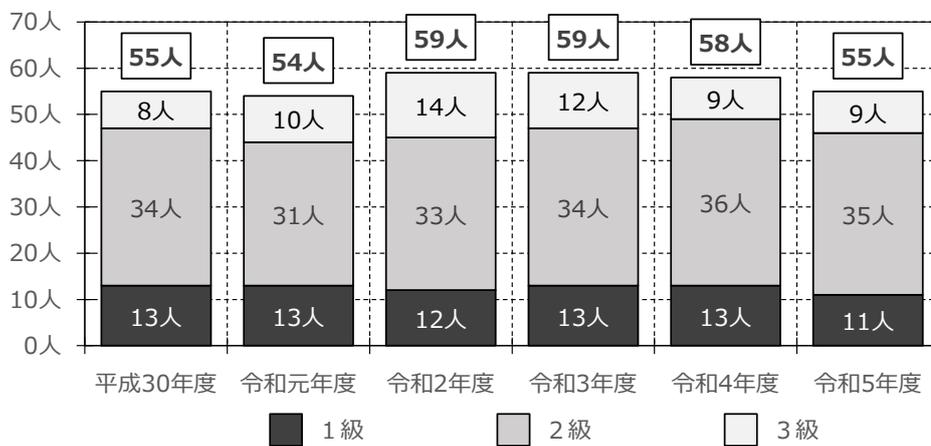
1) 年齢別の精神障害者保健福祉手帳の所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者について年齢別にみると、各年度、18~64歳が8割前後を占め、65歳以上が2割弱となっています。

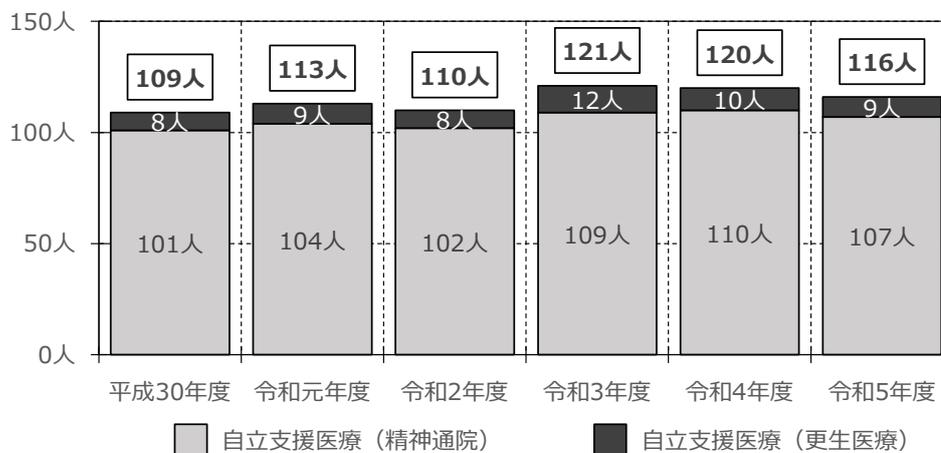
2) 等級別の精神障害者手帳所持者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級をみると、各年度、2級が6割前後を占め、1級と3級は2割前後となっています。

3) 自立支援医療受給者数



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在

※令和5年度は9月1日現在

自立支援医療については、精神通院は100人台、更生医療は10人前後で推移しています。

自立支援医療とは？

自立支援医療は、「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類され、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

「精神通院医療」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けられます。

○精神通院医療…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

○更生医療…身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

○育成医療…身体に障害を有する児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

(6) 障害支援区分の認定状況

1) 障害支援区分別の認定者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	区分3	0人	0人	1人	2人	1人	0人
	区分4	1人	3人	2人	1人	2人	3人
	区分5	1人	2人	1人	2人	1人	1人
	区分6	0人	3人	3人	2人	3人	4人
	小計	2人	8人	7人	7人	8人	8人
知的障害者	区分1	1人	2人	2人	1人	1人	0人
	区分2	1人	2人	3人	1人	1人	0人
	区分3	1人	5人	7人	1人	4人	0人
	区分4	2人	6人	8人	6人	3人	6人
	区分5	2人	3人	11人	5人	9人	5人
	区分6	4人	3人	4人	2人	6人	2人
	小計	11人	21人	35人	16人	24人	13人
精神障害者	区分1	0人	3人	1人	0人	0人	0人
	区分2	0人	2人	1人	4人	1人	4人
	区分3	0人	1人	5人	4人	3人	6人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	区分6	0人	1人	1人	0人	1人	0人
	小計	0人	7人	8人	8人	5人	11人
難病等の患者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	13人	36人	50人	31人	37人	32人	

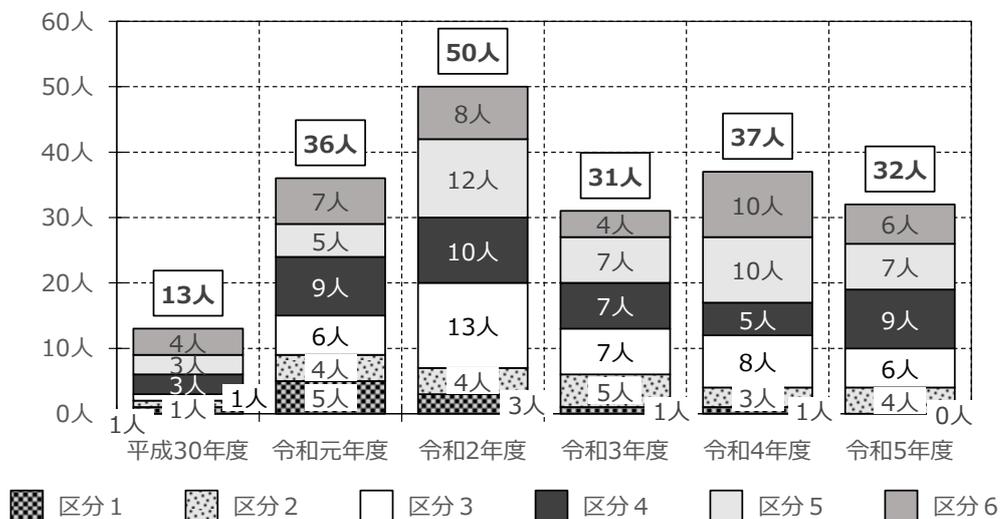
資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

障害支援区分とは？

障害者の多様な特性やその他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いで、重度の障害をお持ちの方や支援の度合いが高い方が、区分6の認定となります。

障害福祉サービスや障害児通所サービス支給決定のさい、指標の一つとして認定します。

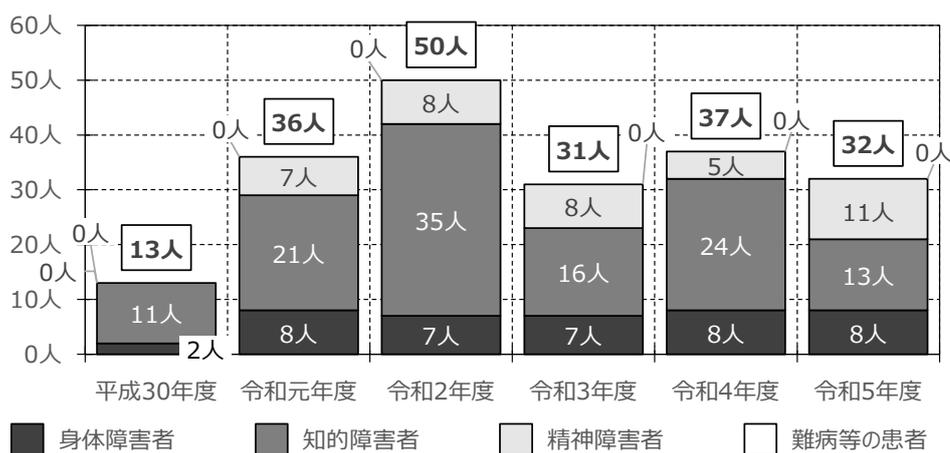
2) 障害支援区分認定者の区分の内訳



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

障害支援区分認定者の区分の内訳をみると、年度によりばらつきがあるものの、区分1は少なく、区分3以上が多くなっています。令和4年度は区分5と6がともに10人でもっとも多く、令和5年度は区分4が9人でもっとも多くなっています。

3) 障害支援区分認定者の障害種別の内訳

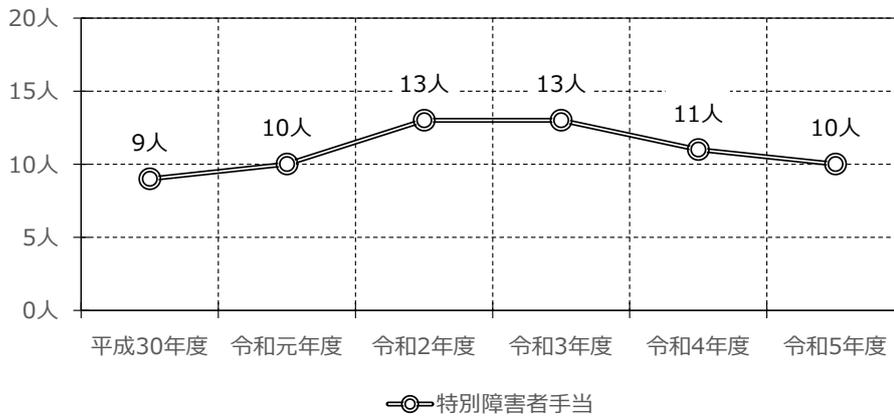


資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

障害支援区分認定者の障害種別の内訳をみると、各年度知的障害者の占める割合が高く、令和2年度には認定者の7割、令和5年度には4割を占めています。精神障害者数は8人前後でほぼ横ばいに推移していますが、認定者数自体が減少しているため、令和5年度には認定者の3割以上を占めています。

(7) 各種福祉手当の支給状況

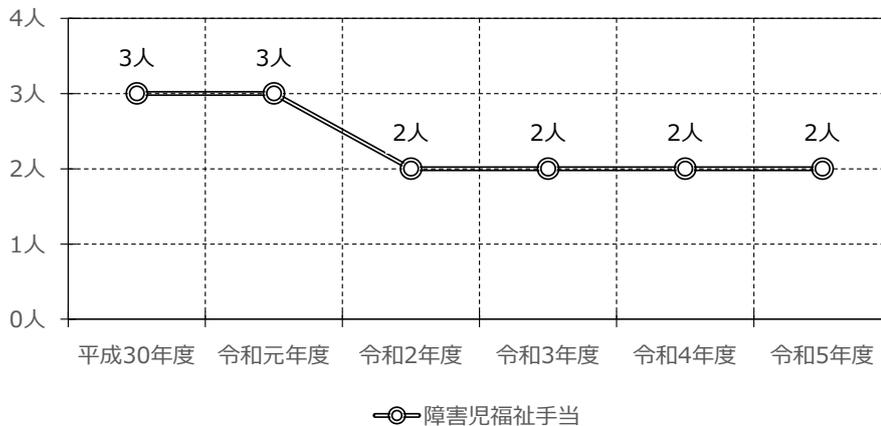
1) 特別障害者手当の支給状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
※令和5年度は9月1日現在

特別障害者手当の支給者数は、各年度、10人前後で推移しています。

2) 障害児福祉手当の支給状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
※令和5年度は9月1日現在

障害児福祉手当の支給者数は、令和2年度以降は各年度、2人となっています。

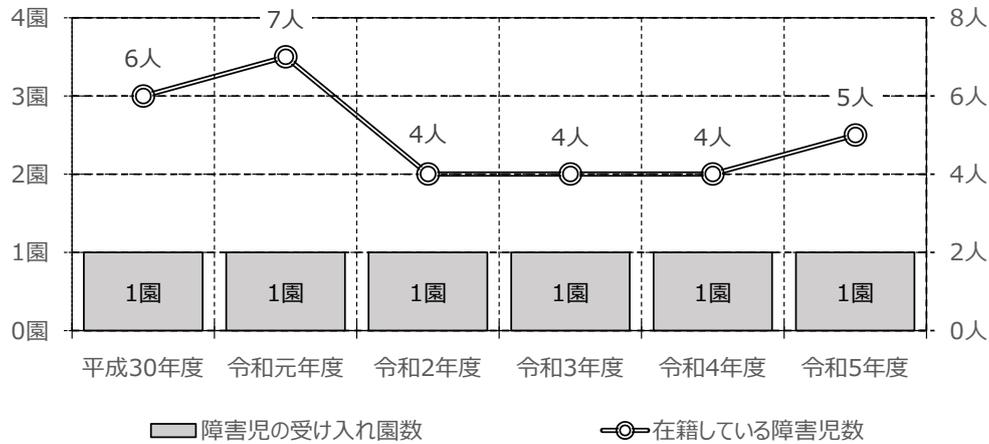
福祉手当について

在宅で生活し、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者に対し、支給する手当です。支給要件や所得制限があり、県の審査による認定を受ける必要があります。

20歳以上の方は「特別障害者手当」、20歳未満の方は「障害児福祉手当」となり、申請は町健康福祉課で行うことができます。

(8) 障害児の就学等の状況

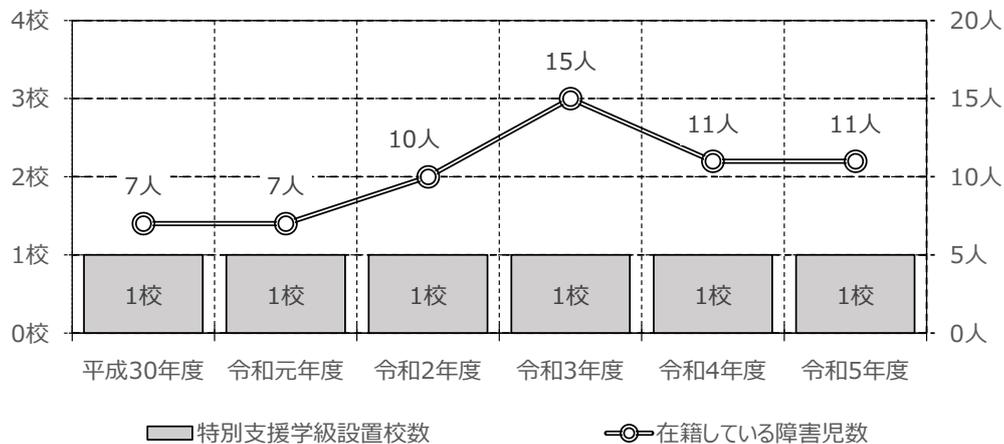
1) こども園に在籍している障害児の状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

障害児を受け入れているこども園は1園で、在籍している障害児数は各年度、おおむね5人前後で推移しています。

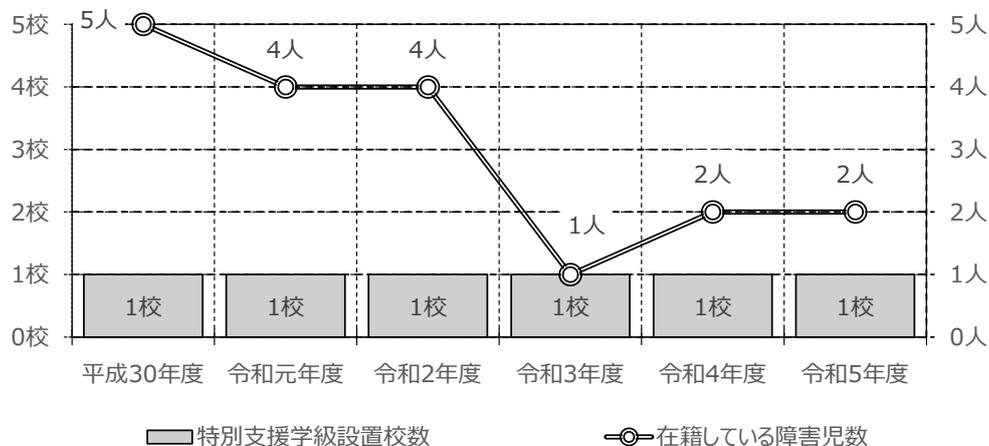
2) 小学校の特別支援学級の状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

特別支援学級を設置している小学校は1校で、在籍している障害児数は、おおむね 10 人前後で推移しています。

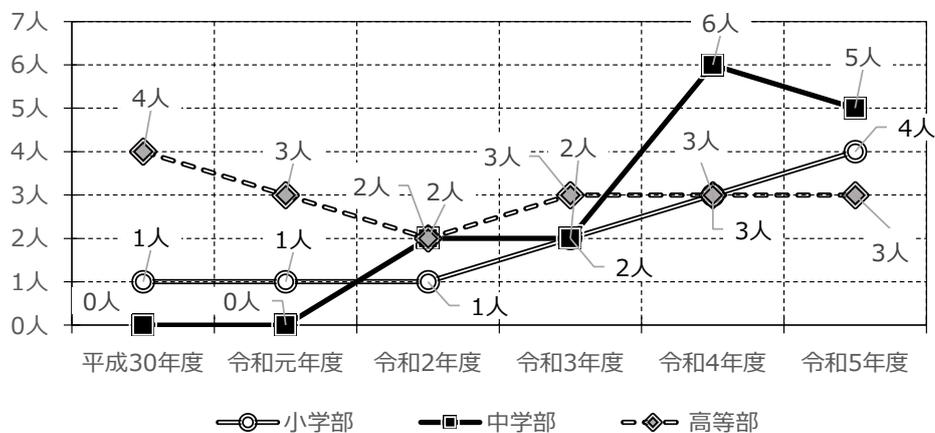
3) 中学校の特別支援学級の状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

特別支援学級を設置している中学校は1校で、在籍している障害児数は、平成30年度の5人から、令和5年度は2人と、やや減少しています。

4) 特別支援学校の状況



資料：健康福祉課、各年度3月31日現在
 ※令和5年度は9月1日現在

特別支援学校に在籍している障害児数は、小学部、中学部ともに増加傾向にあります。

2. 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 自立支援給付

1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人数 (人/月)	9人	9人	9人	11人	12人	14人
		6人	9人	7人	7人	8人	8人
		66.7%	100.0%	77.8%	63.6%	66.7%	57.1%
	利用時間 (時間/月)	1,692時間	1,692時間	1,692時間	1,113時間	1,139時間	1,164時間
		709時間	1,062時間	444時間	1,188時間	696時間	709時間
		41.9%	62.8%	26.2%	106.7%	61.1%	60.9%

居宅介護については、令和3年度から利用者数は月に11～14人、利用時間は月に1,113～1,164時間を見込んでいましたが、実際の利用者数は7～8人と、計画値の6割前後の水準となっています。

利用時間については、令和3年度は計画値を達成していますが、令和4年度以降は700時間前後と、計画値の6割程度の水準となっています。

②重度訪問介護

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
		0人	0人	1人	1人	1人	1人
		-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	1,920時間	1,920時間	1,920時間
		0時間	0時間	1,626時間	2,157時間	4,827時間	4,923時間
		-	-	-	112.3%	251.4%	256.4%

重度訪問介護については、令和3年度から各年度、月に1人、1,920時間の利用を見込んでおり、実際の利用者数は計画値通り1人で推移しています。

利用時間については、計画値を上回る水準で推移しています。

③同行援護

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		-	-	-	-	-	-

同行援護については、令和3年度以降も利用は見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

④行動援護

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		-	-	-	-	-	-

行動援護については、令和3年度以降も利用は見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

⑤重度障害者等包括支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		-	-	-	-	-	-

重度障害者等包括支援については、令和3年度以降も利用は見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人数 (人/月)	42人	42人	44人	43人	43人	44人
		44人	42人	43人	46人	47人	47人
		104.8%	100.0%	97.7%	107.0%	109.3%	106.8%
	延人数 (人日/月)	11,296人日	11,296人日	11,836人日	11,300人日	11,390人日	11,480人日
		11,687人日	11,120人日	10,908人日	11,640人日	11,544人日	11,659人日
		103.5%	98.4%	92.2%	103.0%	101.4%	101.6%

生活介護については、令和3年度から月に43～44人、延べ11,300～11,480人日の利用を見込んでおり、実際は計画値をやや上回る利用状況となっています。

②自立訓練（機能訓練）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	実人数 (人/月)	2人	2人	2人	1人	1人	1人
		3人	0人	0人	0人	0人	1人
		150.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	延人数 (人日/月)	180人日	180人日	180人日	90人日	90人日	90人日
		72人日	0人日	0人日	0人日	0人日	48人日
		40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.3%

自立訓練(機能訓練)については、令和3年度から各年度、月に1人、延べ90人日の利用を見込んでいましたが、令和3年度と4年度は0人、5年度は1人の利用がありましたが、利用延べ人数は計画値の半程度水準となっています。

③自立訓練（生活訓練）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		1人	0人	1人	1人	1人	1人
		-	-	-	-	-	-
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		165人日	0人日	240人日	204人日	96人日	96人日
		-	-	-	-	-	-

自立訓練(生活訓練)については、令和3年度以降も利用は見込んでいませんでしたが、実際は各年度、月に1人の利用がありました。

④就労移行支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	1人	1人
		-	-	-	-	-	-
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0人日	0人日	0人日	0人日	188人日	120人日
		-	-	-	-	-	-

就労移行支援については、令和3年度以降も利用は見込んでいませんでしたが、令和4年度と5年度は月に1人の利用がありました。

⑤就労継続支援（A型）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	1人	3人
		-	-	-	-	-	-
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0人日	0人日	0人日	0人日	156人日	234人日
		-	-	-	-	-	-

就労継続支援(A型)については、令和3年度以降も利用は見込んでいませんでしたが、令和4年度は月に1人、令和5年度は月に3人の利用がありました。

⑥就労継続支援（B型）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	実人数 (人/月)	30人	30人	30人	32人	33人	35人
		26人	29人	24人	25人	28人	29人
		86.7%	96.7%	80.0%	78.1%	84.8%	82.9%
	延人数 (人日/月)	6,288人日	6,288人日	6,288人日	5,783人日	5,865人日	5,943人日
		6,996人日	5,619人日	5,400人日	5,460人日	5,316人日	5,422人日
		111.3%	89.4%	85.9%	94.4%	90.6%	91.2%

就労継続支援(B型)については、令和3年度から月に32～35人、延べ5,783～5,943人日の利用を見込んでいましたが、実際も計画値の8～9割の水準に達しており、おおむね計画値通りの利用状況となっています。

⑦就労定着支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実人数 (人/月)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		1人	1人	1人	1人	1人	1人
		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

就労定着支援については、令和3年度から各年度、月に2人の利用を見込んでいましたが、実際は各年度1人となっています。

⑧療養介護

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実人数 (人/月)	4人	4人	4人	3人	3人	3人
		3人	3人	3人	3人	4人	4人
		75.0%	75.0%	75.0%	100.0%	133.3%	133.3%
	延人数 (人日/月)	1,460人日	1,460人日	1,460人日	1,095人日	1,095人日	1,095人日
		1,095人日	1,095人日	1,095人日	1,092人日	1,399人日	1,460人日
		75.0%	75.0%	75.0%	99.7%	127.8%	133.3%

療養介護については、令和3年度から各年度、月に3人、延べ1,095人日の利用を見込んでおり、実際毎月3～4人、延べ1,092～1,460人5日と、おおむね計画値通りの利用状況となっています。

⑨短期入所（ショートステイ）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	実人数 (人/月)	15人	15人	15人	15人	15人	15人
			7人	12人	1人	1人	2人	4人
			46.7%	80.0%	6.7%	6.7%	13.3%	26.7%
		延人数 (人日/月)	2,184人日	2,184人日	2,184人日	180人日	180人日	180人日
			115人日	138人日	40人日	11人日	12人日	48人日
			5.3%	6.3%	1.8%	6.1%	6.7%	26.7%
	医療型	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
			0人	0人	0人	0人	0人	1人
			-	-	-	-	-	-
		延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
			0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	3人日
			-	-	-	-	-	-

福祉型短期入所については、令和3年度から各年度、月に15人の利用を見込んでいましたが、実際は1～4人と、計画値よりも低い水準で推移しています。

医療型短期入所の利用は見込んでおりませんでした。令和5年度は月に1人の利用がありました。

3) 居住系サービス

① 自立生活援助

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
				0人	0人	0人	0人
				-	-	-	-

自立生活援助については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

② 共同生活援助（グループホーム）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	実人数 (人/月)	25人	25人	25人	23人	23人	23人
		25人	19人	20人	21人	21人	23人
		100.0%	76.0%	80.0%	91.3%	91.3%	100.0%

共同生活援助については、令和3年度から各年度、月に23人の利用を見込んでおり、実際も21～23人と、おおむね計画値通りに推移しています。

③ 施設入所支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人数 (人/月)	32人	32人	32人	28人	28人	28人
		30人	28人	30人	30人	31人	32人
		93.8%	87.5%	93.8%	107.1%	110.7%	114.3%

施設入所支援については、令和3年度から各年度、月に28人の利用を見込んでいましたが、実際は30～32人と、計画値を上回る利用状況となっています。

4) 指定相談サービス

①相談支援サービス

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援サービス	計画相談支援	実人数 (人/月)	90人	90人	95人	86人	86人	87人
			85人	86人	100人	100人	102人	103人
			94.4%	95.6%	105.3%	116.3%	118.6%	118.4%
	地域移行支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	2人
			0人	1人	1人	0人	0人	1人
			-	-	-	0.0%	0.0%	50.0%
	地域定着支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
			0人	0人	0人	0人	0人	0人
			-	-	-	-	-	-

計画相談支援については、令和3年度から月に 86～87 人の利用を見込んでいましたが、実際は 100～103 人と、計画値を上回る利用状況となっています。

地域移行支援の利用者数は0～1人で、地域定着支援は利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

町の福祉に関する相談について

福祉の制度・事業に関するお問い合わせや、日常生活の困りごと・悩み事など、町健康福祉課や包括支援センター等にご相談ください。

障害福祉に関する専門的なご相談については、委託している相談支援事業所（2箇所）とも連携しながら、必要な援助や支援を行います。

健康 福祉課	障害福祉全般について		○手帳 ○各種減免制度 ○障害福祉サービス ○障害児通所サービス ○自立支援医療 ○地域生活支援事業 等
	健康・健診 母子保健等について		○健康に関する相談 ○各種健診 ○自殺予防 ○産前産後サポート ○子育て相談 等
	児童福祉 について		○児童手当 ○子ども子育て支援 ○児童扶養手当 ○こども園入園・継続の手続き 等
	高齢者福祉 について		○介護保険制度の利用・認定について ○地域支援事業 ○福祉用具 等
	福祉医療 (マルフク)	生活 保護	○福祉医療制度（マルフク）の手続き ○生活保護の相談、申請 等
包括支援 センター	高齢者の 総合相談について		○介護予防事業 ○介護予防ケアマネジメント ○権利擁護 ○在宅高齢者・家族等の支援 等
住民 生活課	国民年金について		○国民年金（障害基礎年金等） 等

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、実施に向けた検討を行いました。実施には至りませんでした。

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、実施に向けた検討を行いました。実施には至りませんでした。

③相談支援事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実人数 (人/月)	251人	201人	226人	226人	226人	226人
				151人	174人	95人	114人
				66.8%	77.0%	42.0%	50.4%

相談支援事業については、令和3年度から各年度、月に226人の利用を見込んでいましたが、実際は計画値の4～7割の利用状況となっています。

④成年後見制度利用支援事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
				0人	0人	0人	0人
				-	-	-	-

成年後見制度利用支援事業については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、実施に向けた検討を行いました。実施には至りませんでした。

⑥五城目町コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	窓口手話設置 (人)		3人	2人	2人	2人	2人	2人
					0人	0人	0人	0人
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	派遣利用 (回)		-	-	9回	9回	9回	9回
					18回	13回	19回	19回
					200.0%	144.4%	211.1%	211.1%

福祉課窓口の手話通訳者の設置については、令和3年度から2人の設置を見込んでいましたが、設置には至りませんでした。

また、手話通訳者の派遣については、令和3年度から各年度、9回の派遣を見込んでいましたが、実際は13～19回と、計画値を大きく上回る利用状況となっています。

⑦日常生活用具給付等事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練	(給付延件数/年)	1件	2件	2件	1件	1件	1件
			0件	1件	1件	0件	2件	1件
			0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	200.0%	100.0%
	自立生活	(給付延件数/年)	1件	2件	2件	0件	0件	0件
			1件	0件	1件	0件	2件	2件
			100.0%	0.0%	50.0%	-	-	-
	情報・意思疎通	(給付延件数/年)	2件	2件	2件	1件	1件	1件
			1件	1件	1件	0件	0件	1件
			50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	排泄管理	(給付延件数/年)	150件	160件	160件	445件	501件	558件
			149件	322件	321件	351件	342件	348件
			99.3%	201.3%	200.6%	78.9%	68.3%	62.4%
	住宅改修	(給付延件数/年)	1件	1件	1件	0件	0件	0件
			0件	0件	0件	0件	0件	0件
			0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
	在宅療護	(給付延件数/年)	3件	3件	3件	3件	3件	5件
			1件	2件	2件	0件	0件	1件
			33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	20.0%

日常生活用具給付等事業のうち、利用がもっとも多い排泄管理用具の給付については、計画値の6～7割程度の利用状況となっています。

その他の給付等については、1～2件の利用があるかないかといった状況となっています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実人数 (人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
				0人	0人	0人	0人
				-	-	-	-

手話奉仕員養成研修事業については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

⑨移動支援事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	(給付延件数/年)	1件	2件	2件	37件	43件	50件
		6件	25件	84件	67件	50件	55件
		600.0%	1250.0%	4200.0%	181.1%	116.3%	110.0%

移動支援事業については、令和3年度から年に37～50件の利用を見込んでいましたが、実際は計画値を上回る利用状況となっています。

⑩五城目町地域活動センター機能強化事業

五城目町地域活動センター機能強化事業については、近隣4市町村との合同委託により実施しており、創作的活動・生産活動の機会の提供、生活訓練、他センターとの交流活動、社会との交流促進等を行っています。利用者が年々減少しておりますが、地域の実情に応じて柔軟に事業を提供できるため、今後も利用者や地域のニーズに対応しながら実施していきます。

2) 任意事業

① 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者 訪問入浴サービス事業	実人数 (人/月)	1人	0人	1人	1人	1人	1人
				0人	0人	0人	1人
				0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

重度身体障害者訪問入浴サービス事業については、令和3年度から各年度、月に1人の利用を見込んでいましたが、令和3年度4年度は実績がありませんでしたが、令和5年度に1人の利用実績がありました。

② 日中一時支援事業

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	(延回数/年)	440回	460回	460回	451回	466回	482回
		530回	423回	299回	272回	219回	223回
		120.5%	92.0%	65.0%	60.3%	47.0%	46.3%

日中一時支援事業については、令和3年度から年に延べ451～482回の利用を見込んでいましたが、実際は計画値の4～6割程度の水準となっています。

③ 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業については、実施に向けて検討を行いました。実施には至りませんでした。

④ 五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業

五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業については、令和3年度に身体障害者自動車改造事業の実績が1件あり、内容に関する相談や問い合わせも数件ありました。免許取得事業については、問い合わせはあったものの、実績はありませんでした。

⑤ 住宅改修費給付事業

住宅改修費給付事業については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

3. 障害児福祉サービスの進捗状況

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人数 (人/月)	4人	4人	4人	2人	2人	2人
		4人	5人	6人	4人	4人	5人
		100.0%	125.0%	150.0%	200.0%	200.0%	250.0%
	延人数 (人日/月)	4人日	4人日	4人日	149人日	149人日	149人日
		23人日	105人日	156人日	213人日	137人日	150人日
		575.0%	2625.0%	3900.0%	143.0%	91.9%	100.7%

児童発達支援については、令和3年度から各年度、月に2人、延べ149人日の利用を見込んでいましたが、利用実人数は4～5人と計画値を上回る水準となっていますが、利用延べ人数はおおむね計画通りに推移しています。

② 医療型児童発達支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	実人数 (人/月)	-	-	0人	0人	0人	0人
		-	-	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
	延人数 (人日/月)	-	-	4人日	0人日	0人日	0人日
		-	-	0人日	0人日	0人日	0人日
		-	-	-	-	-	-

医療型児童発達支援については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

③ 放課後等デイサービス

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	実人数 (人/月)	3人	4人	4人	15人	15人	15人
		8人	11人	13人	14人	14人	15人
		266.7%	275.0%	325.0%	93.3%	93.3%	100.0%
	延人数 (人日/月)	808人日	851人日	851人日	1,545人日	1,545人日	1,545人日
		579人日	1,139人日	2,306人日	2,400人日	1,704人日	1,874人日
		71.7%	133.8%	271.0%	155.3%	110.3%	121.3%

放課後等デイサービスについては、令和3年度から各年度、月に15人、延べ1,545人日の利用を見込んでおり、利用実人数は14～15人と、おおむね計画通りとなっていますが、利用延べ人数は計画値を上回っています。

④保育所等訪問支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	実人数 (人/月)	2人	2人	2人	1人	1人	2人
		0人	1人	0人	0人	0人	1人
		0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
	延人数 (人日/月)	0人日	5人日	8人日	10人日	10人日	20人日
		0人日	5人日	0人日	0人日	0人日	6人日
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	

保育所等訪問支援については、令和3年度から月に1～2人、延べ 10～20 人日の利用を見込んでいましたが、令和3年度と4年度は0人、令和5年度は1人の利用がありました。

⑤居宅訪問型児童発達支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		-	-	-	-	-	-

居宅訪問型児童発達支援については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

■保育所等における障害児の受入

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	実人数 (人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-
認定こども園	実人数 (人)	7人	7人	5人	5人	5人	5人
		7人	7人	4人	4人	4人	5人
		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100.0%	
放課後児童健全育成事業	実人数 (人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		-	-	-	-	-	-

認定こども園における障害児の受入については、令和3年度から各年度5人の受け入れを見込んでおり、実際も4～5人と、おおむね計画通りの受け入れ状況となっています。保育所での受け入れや放課後児童健全育成事業については、これまで利用実績がないため、令和3年度以降も受け入れを見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	9人	9人	9人	21人	21人	21人
				16人	16人	13人	14人
				177.8%	76.2%	61.9%	66.7%

障害児相談支援については、令和3年度から各年度、月に21人の利用を見込んでいましたが、実際は計画値の6～7割の利用状況となっています。

■医療的ケア児コーディネーターの配置

上段：現行計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児コーディネーターの配置	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
				0人	0人	0人	0人
				-	-	-	-

医療的ケア児コーディネーターの配置については、令和3年度以降も利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

改正障害者基本法(平成 23 年7月成立)においては、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための各種施策に関し、基本原則を定めています。

国の「障害者基本計画(第5次)」では、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられ、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとされています。

秋田県においては、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、「共生社会」の理想とする姿を、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できることと設定し、県民一人ひとりが障害への理解を深め、支え合いながら「共生社会」の実現を目指すとしています。

本町においても、こうした考えに基づき、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアシステムの環境整備をすすめるとともに、障害のある人が身近な地域の中で必要な支援が受けられ、地域社会において他の人と共生できる地域社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいきます。

国、県においては引き続き、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが基本理念の考え方に継承されており、本町においても共生できる地域社会の実現を目指していくものとし、前回計画を継承し、本計画の基本理念を次のように設定します。

**地域でともに支え合いながら、
障害のある人が、安心して暮らすことができ、
個性を生かして活躍できるまちへ**

2. 基本目標

国の「障害者基本計画(第5次)」では、次の 11 項目の基本方向に沿って施策を展開していくとしています。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

本町においても、おおむね国の掲げている取組方向を踏まえた障害者施策に取り組んできましたが、本町の環境や住民のニーズにより、必要とされる事業に差違があると考えられます。

そこで、国の示している施策の方向性を踏まえつつ、本町の状況に合致した基本目標とするため、これまでの取組を継承していくことを基本として、以下の基本目標に基づいて、施策・事業の体系を整理していきます。

基本目標 1：安心して暮らすことができる環境の整備

相談支援や権利擁護の支援を通じて地域で支えあう体制の構築を図るとともに、施設利用の支援や住まいの確保の支援などにより生活の場の確保を図ります。また、災害などの際における避難対策などを進め、住み慣れた地域において安心して暮らすことができる環境を整備していきます。

基本目標 2：障害者の自立と社会参加の支援

在宅での生活の継続を支援する各種の福祉サービスや健康づくりの支援、各種の経済的支援などにより、自立した生活を送ることができるように支援するとともに、学習支援や就労支援、芸術やスポーツなど様々な活動への参加支援を行うことで、障害のある方の自立と社会参加を総合的に支援していきます。

基本目標 3：障害福祉サービスの推進

障害者総合支援法や児童福祉法に規定されているサービスについて、事業ごとのサービス提供量などについてとりまとめ、計画的にサービス提供を図っていきます。
(障害福祉計画、障害児福祉計画に相当)

3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの推進

(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進の考え方

障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、以下の点に留意して取り組んでいきます。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるように、本町がサービスの実施主体となることを基本とします。

また、障害福祉サービスの対象は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等とし、県からの適切な支援を通じて地域等の違いによらず、どこでも等しく標準的なサービスを受けられるようにサービス提供体制等の格差の是正を図りながら、サービスの充実を進めます。

特に発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等については従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、様々な接点を通じて対象者本人に対して十分な情報提供を行い障害福祉サービス等の活用が促進されるようにしていきます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるように、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。

また、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進め、機能強化を図っていきます。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進していきます。さらに精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組んでいきます。地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児入所支援については都道府県を、障害児通所支援及び障害児相談支援については本町を実施主体の基本とします。障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県による適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の地域格差解消を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障害児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障害者の多様なニーズを踏まえて支援を行い、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

障害者による文化芸術活動を推進するため、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障害者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



4. 障害者基本計画の施策体系

○基本理念

地域でともに支え合いながら、
障害のある人が、安心して暮らすことができ、
個性を生かして活躍できるまちへ

○基本目標

基本目標 1：安心して暮らすことができる環境の整備

(1) 地域で支え合う体制の構築

- 1) 相談支援
- 2) 権利擁護の推進

(2) 生活の場の確保

- 1) 施設等利用者への支援
- 2) 住まいの確保

(3) 緊急時・災害時の安全の確保の推進

- 1) 災害時の要援護者の支援

基本目標 2：障害者の自立と社会参加の支援

(1) 自立した生活を送るための支援の充実

- 1) 地域生活における支援
- 2) 健康づくりの支援
- 3) 経済的支援

(2) 社会への参加と自立の促進

- 1) とともに学び育つ環境の整備
- 2) 雇用と就労支援
- 3) 社会参加活動・文化活動の促進

基本目標 3：障害福祉サービスの推進

(1) 障害福祉サービスの推進

- 1) 訪問系サービス
- 2) 日中活動系サービス
- 3) 居住系サービス
- 4) 指定相談サービス

(2) 地域生活支援事業の推進

- 1) 必須事業
- 2) 任意事業

(3) 障害児福祉サービスの推進

- 1) 障害児通所支援
- 2) 障害児相談支援

障害福祉計画

障害児福祉計画

第4章 施策の展開

基本目標1：安心して暮らすことができる環境の整備

(1) 地域で支え合う体制の構築

1) 相談支援

①五城目町相談支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある方からの相談内容に応じてサービスの利用調整や地域生活に関する相談等を受けるとともに、相談支援事業者との連携を図りながらサービスの充実に努めます。

地域から各種相談に協力していただいている町障害者相談員、民生児童委員、町社会福祉協議会等と情報の共有を行い、地域で連携しながら、気軽に相談できる窓口となるよう努めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

管内に相談支援事業所がないため、町外の事業所へ委託している状況となっています。福祉課窓口で専門的な助言が可能な職員の配置がないため、相談を受けた後に、委託先の事業所を経て支援を行うため、相談に時間を要することが課題となっています。

今後は相談対応を行う職員の能力向上を図り、迅速に対応することができるように、担当職員の研修への参加を行っていきます。

②情報提供の充実

担当課：健康福祉課

【事業概況】

手帳交付時に制度利用にパンフレットの交付を行うとともに各種制度やサービスの説明を行います。

ホームページ等での情報提供も求められており、多様な媒体を活用した情報提供の提供に努めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

パンフレットの情報を、最新の情報に更新する必要があります。ホームページの改修も定期的には実施していないため、情報を入手しやすい形を検討しながら全体的に見直していく必要があります。

今後はパンフレットやホームページの更新作業を計画的に実施していきます。また常に最新の情報を提供できるような体制の構築に努めます。

③南秋田郡自立支援協議会

担当課：健康福祉課

【事業概況】

南秋田郡自立支援協議会を中心に、障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。

【取組の方向】：内容を改善して継続

令和2年度以降、コロナ禍により休止状態となっていましたが、今後は感染状況を見極めながら実施していきます。

町単独では人材や地域資源等で限界があり、南秋田郡で連携しながら、無理のない体制づくりを検討していく必要があります。

これまで、対象者からの相談への対応として、担当と関係機関・関係事業所と直接やり取りを行い、相談支援員と連携しながら本人への支援へつなげていましたが、現在の連携のあり方を生かしながら、地域にあった運営方法について各町村と検討を進めていきます。

このため、今後は各自治体の実態を把握するとともに、事務局で検討する機会を設け、さらに県主催のブロック連絡会に参加し、地域に適した無理のない運営のあり方を確立していきます。

2) 権利擁護の推進

再掲

①成年後見制度利用支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。

また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。(市町村地域生活支援事業)

【取組の方向】：内容を改善して継続

事業の周知が不十分であったため、これまでのところ利用がない状況となっています。障害福祉担当の成年後見制度に対する理解が不十分なところもあつたため、適切な周知を行うことができなかったのではないかと考えられます。

今後は担当職員の成年後見制度の理解促進のための研修や勉強会への参加を行っていきます。

さらに周知の仕方についても検討を行い、より効果的な周知活動を実施していきます。

②日常生活自立支援事業

担当課：社会福祉協議会

【事業概況】

日常生活に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等を行います。

具体的には、日常的な生活援助の範囲内での支援として、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）、定期的な訪問による生活変化の察知等を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

③障害者虐待防止への取組

担当課：健康福祉課

【事業概況】

令和4年4月から、すべての施設・事業所において身体拘束等の適正化の推進のため、職員の研修や検討委員会の開催等が義務化されました。虐待を未然に防ぐための取組として、施設・事業所及び町民に対し、虐待防止に関する啓発・広報に努めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町の障害者虐待防止センターでは、障害者虐待に関する相談や通報を受け、町虐待防止マニュアルに基づき、適切に調査・指導を行っていきます。

事業の周知が不十分であった点が課題と考えられるため、チラシ等により、虐待防止センターの周知に努めます。また、担当職員の理解促進のための研修や勉強会へ参加を行います。

(2) 生活の場の確保

1) 施設等利用者への支援

①施設入所支援

担当課：健康福祉課

[事業概況]

施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努めます。

入所者の高齢化が進んでおり、高齢化にともなう課題への対応を進めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

利用者の情報について、何かあった際は施設と連携し、連絡を取り合っていますが、町内に障害者入所施設がないため、広域での連携が必要となっています。

今後も施設との連携を緊密にしていきます。

②グループホーム等の入居者支援

担当課：健康福祉課

[事業概況]

在宅での生活が困難な障害者や長期間入院している精神障害者等が地域に移行するため、共同生活援助を支援します。また、グループホーム、ケアホームに入居する障害者の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。

[取組の方向]：内容を改善して継続

在宅生活が困難な方や、親の高齢化により独居が難しくなる方が増えており、利用ニーズは高まっているものと思われませんが、グループホーム等に空きがない状況があるため、入院等ではないケースも見受けられます。

今後は広域で連携し、受け入れ先を確保できるように検討していく体制を整備します。

③自立訓練（機能訓練・生活訓練）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。

専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。

【取組の方向】：これまで通りに継続

地域活動支援センターで生活訓練を行っていますが、利用者は年々減少しており、機能訓練については利用がない状況となっています。

今後も広報での周知を継続し、事業の周知を図っていきます。

④更生訓練費給付事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

身体障害者援護施設等に入所・通所している方が更生訓練を受けた際に、更生訓練やそのために要した経費を支給します。

身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【取組の方向】：縮小

これまでのところ支援実績がない状況が続いており、身体障害者のニーズを確認しながら、事業の縮小についても検討していきます。

2) 住まいの確保

再掲

①住宅改修費給付事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修費の一部を給付するものです。

障害のある方の日常生活の便宜を図り、有効な住宅改修ができるように情報の提供と支援をしていきます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

これまでに住宅改修の希望者はいたものの、要件に該当しなかったため、利用実績はない状況となっています。

また介護保険の被保険者については、介護保険制度における住宅改修の利用についても案内を行っているため、本事業を利用しない結果となっています。

介護保険サービスを利用できる場合はそちらのサービスを利用してもらうこととなりますが、介護保険サービスを利用できない人もいるため、引き続き、事業の概要や利用要件などについて周知を行い、必要とする人にサービスを活用してもらえるようにしていきます。

(3) 緊急時・災害時の安全の確保の推進

1) 災害時の要援護者の支援

①災害時要援護者の情報把握

担当課：住民生活課、健康福祉課

【事業概況】

消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための要援護者等の情報把握（登録）を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

毎年、要援護者のリストを更新し、情報把握に努めています。

今後も様々な機関を含め、住民生活課や介護担当等と連携しながら、情報の収集を行い、発生時の適切な対応について確認していきます。

②災害時要援護者向け災害マニュアルの作成の推進

担当課：住民生活課、健康福祉課

【事業概況】

災害時要援護者向けマニュアルの作成を行います。

【取組の方向】：内容を改善して継続

これまでのところ個別の対応マニュアル作成には至っていません。
令和5年の大雨災害時の対応や避難所について再確認し、今後は反省点や改善点を踏まえ、マニュアル作成に向けて情報収集を進めていきます。

災害対策について

町では、令和5年7月に発生した大雨により、住宅への浸水被害や大規模な断水が発生しました。今後も、様々な自然災害に備えて、より一層、災害対策の取組を進める必要があります。

○避難行動要支援者名簿の作成

災害時に自ら避難することが困難な障害者や高齢者等を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時の避難支援等に活用します。

しかし、一人一人の状況に合わせた避難行動の計画や、個別の対応マニュアルの作成には至っておりません。関係支援機関と連携し、作成への取組体制を整備していきます。

○ヘルプカードの活用について

災害時等における自助・共助のためのツールとして、「ヘルプカード」の活用について周知していきます。自身の情報を記入したヘルプカードを身につけておくことで、どんな障害があって、どんなサポートが必要か、また、かかりつけ医や服薬中の薬、発作への対応の仕方等がわかり、いざという時に役立ちます。

ヘルプマークと合わせて、町健康福祉課で配布しています。

○避難所の確保について

障害の程度や特性等によっては、避難所での生活の中で、特別な配慮や支援が必要な場合があります。個別避難計画の作成と合わせて、個々のニーズの把握に努め、必要な支援体制や避難場所の確保に努めます。

基本目標2：障害者の自立と社会参加の支援

(1) 自立した生活を送るための支援の充実

1) 地域生活における支援

①在宅福祉サービスの充実

担当課：健康福祉課

[事業概況]

障害者総合支援法に基づき、在宅生活に必要な各種サービスの利用を支援します。(「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」等)多様なニーズへの対応や、地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきませんが、事業所での人手不足が深刻であり、人材の確保が課題です。

[取組の方向]：内容を(規模)を拡大して継続

サービスの需用はありますが、ヘルパーの人手不足により、希望通りの提供が難しい状況となっています。
今後は事業者への情報提供を行うとともに、広域での連携を図り、体制づくりの構築を進めていきます。

②補装具費の支給事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

日常生活や就労のため、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替する用具を給付及び貸出します。

[取組の方向]：内容を改善して継続

これまで事業についての周知が不十分だったため、今後はホームページ等で周知を行っていきます。

重点事業

再掲

③五城目町日常生活用具給付等事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

重度障害のある方を対象に、「自立生活支援用具」等の「日常生活用具」を給付・貸与等することで、日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。
主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

[取組の方向]：内容を(規模)を拡大して継続

これまでに一部種目の基準額の見直しを行いました。
今後も種目の追加や基準額の見直しの検討を行い、利用ニーズに適した用具が給付できるようにしていきます。

④重度身体障害者訪問入浴サービス事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。

月5回の提供となっておりますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実を図ることを検討します。

十分なサービス提供が可能となるように、事業所の確保に努めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

今後も利用希望に応じて、事業所との契約を継続します。

中には、利用の要件に該当しなかったため、サービス提供を行うことができなかった方もいます。今後も利用者ニーズの把握に努めるとともに、必要な場合には要件の見直しを検討していきます。

⑤日中活動サービス

担当課：健康福祉課

【事業概況】

日中活動の場として利用できる「生活介護」「療養介護」「短期入所」の各サービスを提供します。

【取組の方向】：内容を改善して継続

コロナ禍においては、受け入れの制限を行う事業所が多く、特に短期入所は、希望通りの提供ができなかったという状況がありました。

今後は事業者への情報提供を行うとともに、広域での連携を図り、体制づくりの構築を進めていきます。

⑥五城目町地域活動センター機能強化事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を実施しています。

町内の身近な場所に地域活動支援センターを設置し、さらなる充実を図るため、公共用地の有効活用等による事業所支援策を講じます。

地域活動センターへ利用促進を働きかけ、障害者の日中活動の充実に役立ててもらえるようにしていきます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町内のセンターの利用者は年々減少しており、町広報で事業についての周知を行っています。

また、町外のセンターと新規で委託契約を行うなど、利用しやすい環境の整備を図っており、今後も継続的に周知を行っています。

⑦五城目町日中一時支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。

障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も事業者との契約を継続して事業を提供していきます。

⑧五城目町障害者等移動支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に外出支援を実施しています。

今後は利用者のニーズに応じて、より柔軟な対応が図れるよう、サービス対象者、支給要件の見直しを検討するとともに、サービス提供事業者の確保に向けて取り組んでいきます。

【取組の方向】：これまで通りに継続

1名の利用者が2事業所を利用するなど、本人のニーズに対して柔軟に対応することができています。

今後も事業者との契約を継続して事業を提供していきます。

⑨五城目町通所サービス利用促進事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

施設等に通所している在宅障害者に対し、交通費を助成することで、障害のある人の経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。

地域活動センターへの通所者のみに支給していますが、町外（への）事業所への通所者からの利用要望もあるため、利用条件の見直しを進めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

利用人数が少なく、グループホームに入居するなど他のサービスに移行することで利用者がいなくなるということもありました。

今後は事業についての周知を行うとともに、要件の見直しを行い、これまで対象とならなかった事業所や対象者の利用を検討していきます。

⑩心身障害者通院移送費支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

在宅の重度障害者が通院のために利用するタクシー料金や、透析治療者の定期通院にかかる自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

（基本町内のタクシーの利用で基本料金の支給となっているため、遠方への利用になると負担が大きくなっています。通院の状況に応じた支援となるように内容の充実を検討していきます。）

【取組の方向】：内容を改善して継続

燃料費の高騰により、基準額の見直しを希望する声がありました。また、タクシー券についても要件見直しのニーズがあります。

今後は要件の設定についても検討していきます。

通院移送費支援事業（タクシー券）について

障害者手帳を所持している方等の、医療機関への通院に要した交通費の一部を支給する事業です。

○タクシーを利用する場合

4月から3月までの一年間使用することができるタクシー利用券（年24枚）を交付します。一度に1枚使用することができ、タクシーの基本料金分が割引となります。

＜対象者＞

身体障害者手帳1級、2級、または療育手帳Aを所持している方

※人工透析を受けている方には、枚数を多く交付

＜申請方法＞

毎年4月頃、健康福祉課で申請することができます。手帳と印鑑が必要です。

○人工透析等を受けている方で、タクシー以外を利用する場合

腎臓機能障害に対する人工透析療法を受けている方で、自家用車によって通院している方には、医療機関への距離に応じた交通費を支給しています。

＜申請方法＞

毎年4月頃、健康福祉課で申請することができます。手帳と印鑑、初めて申請する場合は、振込先がわかる通帳やキャッシュカードの写しが必要です。

⑪五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

在宅の重度障害者が移動手段として自動車を使用する場合に、免許取得にかかる費用や身体機能に応じた改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【取組の方向】：これまで通りに継続

利用実績もあり、内容に関する問い合わせや相談も数件ありました。今後も引き続きホームページ等で周知を行っていきます。

⑫五城目町聴覚障害者等意思疎通支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者等、意思疎通支援者の派遣を行います。

聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

主に通院の際に利用されていますが、緊急の際の利用ニーズへの対応が不十分と考えられます。本人からの申請だけでなく、支援する側からの申請も可能とするなど、より柔軟な事業提供を行っていきます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町窓口への手話通訳者の設置は実現できませんでしたが、コロナワクチン接種や事務手続きなど、町が主催して行う事業や業務については、町から派遣を要請することで本人の手続きがスムーズに行われるように改善されています。

(これまでは本人から派遣の申請をしてもらっていました。)

今後は手話だけでなく、多様なニーズに対応するため、意思疎通支援者の育成研修についての情報提供を行っていきます。

2) 健康づくりの支援

①自立支援医療

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病の通院にかかる医療費助成を行う自立支援医療費や、福祉医療、未熟児医療など医療費助成制度の適正な運用を図るとともに、医療を必要とする障害者が安心して適切に医療を受けられるよう情報提供に努めます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

制度によっては毎年診断書の提出による更新が必要であるため、継続の手続きを忘れていたり、煩雑だと感じる利用者もいました。

今後は更新案内を通知するなど、対象者への周知を行っていきます。

また制度が複雑であり、医療的・専門的な部分があるため、担当者の理解促進を進めていきます。

②高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

担当課：健康福祉課

重点事業

【事業概況】

以下の条件に該当する人を対象に、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けるものです。また、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

- ・ 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

【取組の方向】：内容を改善して継続

対象者の抽出を行う必要がありますが、対象者の把握・抽出が困難であり、事務負担の増加が課題と考えられます。

今後は作業の効率化を図っていきます。

3) 経済的支援

① 重度心身障害者手当支給事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

町内在住の身体障害者・知的障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。

【取組の方向】：これまで通りに継続

令和4年度から、これまでは手渡して支給していた手当を、口座への振り込みによる支給に切り替えました。

「年に一度対象者と直接会うことで、相談や現状把握につなげる」という側面が失われましたが、利用者の手続き上の負担は軽減され、これまでのところ利用者からも不満はないため、今後、対象者の高齢化が進んでいくことも考慮し、振込による支給を継続していきます。

② 各種減免制度の周知・利用の促進

担当課：健康福祉課

【事業概況】

重度障害者の日常生活の支援を行うために、各種減免制度の周知。利用の促進に努めます。

- ・ 税の控除、減免
- ・ 電車、バス等の交通機関の運賃の割引
- ・ 有料道路の通行料金の割引
- ・ 水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除

【取組の方向】：内容（規模）を拡大して継続

高齢者控除について広報で周知しています。手帳取得者については、交付時にパンフレットで説明を行っています。

他の助成や免除についても検討する必要があるため、今後はホームページ等を活用した周知も行っていきます。

③ 特別障害者手当等の支給

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある人が経済的にも安定した生活を営めるよう、一定の障害のある人に対して特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

【取組の方向】：内容を改善して継続

手続き自体が複雑であり、準備書類も多いが、条件が厳しく県の審査で該当にならないケースもあります。あらかじめ担当からしっかり説明する必要がありますが、まだ不十分な面もあると思われます。一方、知らなかったという意見もあるため、担当者が内容をよく理解したうえで周知を行う必要があります。

今後は担当者が事業内容についてより深く理解するように努めるとともに、ホームページ等を活用した周知も行っていきます。

(2) 社会への参加と自立の促進

1) とともに学び育つ環境の整備

①障害児保育の充実・推進

担当課：健康福祉課

[事業概況]

認定こども園、幼稚園等において、障害のある児童もない児童も一緒に過ごす集団保育の充実に努めます。

[取組の方向]：内容を改善して継続

職員の確保に課題がありますが、毎年こども園に補助支援員を配置し、障害のある児童が集団の中で生活できるよう支援しています。
今後も継続していけるよう、こども園との連携や、周知に努めます。

②早期療育のための相談支援体制整備

担当課：健康福祉課

[事業概況]

障害児の早期療育のため保健・福祉・教育・医療の各分野の関係機関が連携を密にし、4歳児親子相談を実施し、適切な相談体制を整え保護者等が必要とする情報を提供します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

③特別支援教育の推進

担当課：学校教育課

[事業概況]

障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

④特別支援学級の設置

担当課：学校教育課

【事業概況】

地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、障害のある児童・生徒の学区に特別支援学級を設置しています。さらに、特別支援学級の担任以外に支援員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

⑤特別支援学級就学奨励費補助

担当課：学校教育課

【事業概況】

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

⑥児童生徒教育支援委員会

担当課：学校教育課

【事業概況】

町内に住所のある障害のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため委員会を開催します。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

⑦児童・生徒の居場所づくり

担当課：学校教育課

【事業概況】

学童クラブとしては、両親の就労や病気などにより、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して、「放課後の生活の場」を提供します。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

⑧放課後等デイサービス事業の利用促進

担当課：健康福祉課

【事業概況】

今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の確保に努めます。

【取組の方向】：これまで通りに継続

町内の事業所が町外に移転しましたが、これまでの利用者は継続して利用しています。

今後も、周知とニーズの把握に努めていきます。

2) 雇用と就労支援

①就労支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町内の事業所と連携しながら、利用者の情報提供を行っています。その中で、継続した利用に結びつかない利用者があるため、支援について検討していく必要があります。

今後は自立支援協議会の就労部会について開催を検討し、広域で連携を行う体制を整備していきます。

②効果的な就労支援策の検討（南秋田郡自立支援協議会）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

南秋田郡自立支援協議会において就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を講じます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

現在は休止状態となっており、部会の開催は行われていません。

町内の事業所と連携しながら、利用者の情報提供を行っています。その中で、継続した利用に結びつかない利用者があるため、支援について検討していく必要があります。

今後は自立支援協議会の就労部会について開催を検討し、広域で連携を行う体制を整備していきます。

3) 社会参加活動・文化活動の促進

①ひきこもり支援

担当課：健康福祉課

新規事業

【事業概況】

地域活動支援センターや関係団体による居場所の提供、情報の周知に努めます。

【取組の方向】

新規事業であるため、今後は広報等での活動の周知や、相談窓口一覧のチラシの配布等、事業の周知を進め、利用の促進を図っていきます。

②芸術活動・スポーツ活動への参加の推進

担当課：健康福祉課

新規事業

【事業概況】

障害者が創作活動を行える場の確保（秋田市の地域活動支援センターへの委託）、芸術・文化活動の支援、促進、関係機関や団体と連携した各種大会等への参加（障害者スポーツ大会、男鹿潟上南秋地区スポーツ教室等）を促進します。

【取組の方向】

新規事業であるため、今後は事業の周知を進め利用の促進を図っていきます。窓口でのチラシ配布・ポスターの掲示、広報での周知等を行います。また、町内や身近な地域でも芸術・文化活動・スポーツ活動に触れたり体験したりできる機会を提供できるよう、関係機関との共催・企画の検討を行います。

基本目標3：障害福祉サービスの推進 《障害福祉計画・障害児福祉計画》

<見込み量について>

障害者福祉サービス・障害児通所サービス・地域生活支援事業について、利用者の意向や障害の程度、また、これから利用する可能性のある方々のニーズ等を勘案し、「見込み量」を設定します。この数値をもとに、今後も必要とする方々にサービスが提供できるよう、人員の確保や提供体制の整備などを行います。また、実績やニーズの増減を踏まえ、定期的な数値の見直しを行います。

(1) 障害福祉サービスの推進

1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【取組の方向】：内容を改善して継続

サービスの需用はありますが、ヘルパーの人手不足により、希望通りの提供が難しい状況となっています。

今後は事業者への情報提供を行うとともに、広域での連携を図り、体制づくりの構築を進めていきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	7人	8人	8人	8人	8人	9人
利用時間 (時間/年)	1,188時間	696時間	709時間	759時間	780時間	800時間

居宅介護（ホームヘルプサービス）について

居宅介護（ホームヘルプサービス）には、在宅で生活する方への支援として、以下のような援助があります。

身体介護

入浴、排せつ、食事の介助など（利用者の身体に直接接触しておこなう介助）

家事援助

掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物など

通院等介助

通院への付き添い、乗降の介助など

生活支援

生活に関する相談、助言、その他生活全般の援助など

②重度訪問介護

担当課：健康福祉課

重点事業

【事業概況】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

【取組の方向】：内容を改善して継続

在宅での生活を希望しているものの、重度の障害により常時介護が必要な利用者に対し、必要な支援や支給量を勘案し、利用支給決定を行っています。

町外の事業者であるため、急な対応や今後の継続的な利用について情報共有を行う必要があります。

また、現在町内で対応できる事業所は1カ所であり、慢性的な人手不足も深刻化しています。人材の確保や育成について、検討していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	2人	2人
利用時間 (時間/年)	2,157時間	4,827時間	4,923時間	5,021時間	7,532時間	7,532時間

③同行援護

担当課：健康福祉課

【事業概況】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

対応可能事業所の確保に課題があるため、これまでのところ利用希望がない状況となっています。

今後もサービス提供体制の整備を図り、利用希望があった際には対応できるように取り組んでいきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人
利用時間 (時間/年)	0時間	0時間	0時間	0時間	30時間	30時間

④行動援護

担当課：健康福祉課

【事業概況】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

対応可能事業所の確保に課題があるため、これまでのところ利用希望がない状況となっています。

今後もサービス提供体制の整備を図り、利用希望があった際には対応できるように取り組んでいきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人
利用時間 (時間/年)	0時間	0時間	0時間	0時間	30時間	30時間

⑤重度障害者等包括支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

常時介護を必要とする障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動支援、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

【取組の方向】：これまで通りに継続

対応可能事業所の確保に課題があります。また、これまでのところ利用希望がない状況となっています。

今後もサービス提供体制の整備を図り、利用希望があった際には対応できるように取り組んでいきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/年)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

2) 日中活動系サービス

①生活介護

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も本人のニーズに合った適切な支援となるように、事業所と情報共有を行い、連携を強化していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	46人	47人	47人	48人	48人	49人
利用延べ人数 (人日/年)	11,640人日	11,544人日	11,659人日	11,604人日	11,712人日	11,808人日

再掲

②自立訓練（機能訓練）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

【取組の方向】

これまでのところ利用希望がない状況となっています。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	2人	2人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	0人日	4人日	48人日	72人日	72人日

③自立訓練（生活訓練）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も本人のニーズに合った適切な支援となるように、事業所と情報共有を行い、連携を強化していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/年)	204人日	96人日	96人日	110人日	110人日	110人日

④就労移行支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

対応可能事業所の確保に課題があるため、事業所への情報提供を行うとともに、対応可能な事業所の確保に努めていきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	188人日	120人日	130人日	130人日	130人日

⑤就労継続支援A型

担当課：健康福祉課

【事業概況】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労するものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

利用希望者が増加しており、町外の事業所についても情報提供できるよう情報収集を行っていきます。

今後も継続して支援していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	1人	3人	3人	4人	4人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	156人日	234人日	720人日	960人日	960人日

⑥就労継続支援B型

担当課：健康福祉課

【事業概況】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難になったもの、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかったものその他の通常の事業所に雇用されることが困難なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町内の事業所と連携しながら、利用者の情報提供を行っています。その中で、継続した利用に結びつかない利用者があるため、支援について検討していく必要があります。

今後は自立支援協議会の就労部会について開催を検討し、広域で連携を行う体制を整備していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	25人	28人	29人	30人	32人	34人
利用延べ人数 (人日/年)	5,460人日	5,316人日	5,422人日	5,472人日	5,496人日	5,520人日

⑦就労定着支援

担当課：健康福祉課

重点事業

【事業概況】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【取組の方向】：内容を改善して継続

一般就労へ移行した後の課題や生活の不安、金銭面の問題について、個別にケース会議を開催し、担当間で情報の共有も行っています。

対応可能な事業所が限られているため、安定した確保を図ることが課題となっています。

これまで定期的な個別会議の開催ができていないため、関係者と現状について情報共有できるような体制を構築していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	2人	2人	2人

⑧療養介護

担当課：健康福祉課

【事業概況】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も利用者への支援を継続していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	3人	4人	4人	4人	4人	4人
利用延べ人数 (人日/年)	1,092人日	1,399人日	1,460人日	1,460人日	1,460人日	1,460人日

⑨短期入所（ショートステイ）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

居宅においてその介護を行うものの疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施される〈福祉型〉と病院、診療所、介護老人保健施設において実施される〈医療型〉があります。

【取組の方向】：これまで通りに継続

コロナ禍においては、受け入れの制限を行う事業所が多く、特に短期入所は、希望通りの提供ができなかったという状況がありました。

今後は事業者への情報提供を行い、受け入れ可能な施設を把握していきます。

【見込み量】

○福祉型

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1人	2人	4人	5人	6人	6人
利用延べ人数 (人日/年)	11人日	12人日	48人日	60人日	70人日	70人日

○医療型

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	0人日	3人日	12人日	12人日	12人日

3) 居住系サービス

① 自立生活援助

担当課：健康福祉課

重点事業

[事業概況]

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望はありませんが、今後利用希望者が現れた際に対応できるように体制を整えていきます。

[見込み量]

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

② 共同生活援助（グループホーム）

担当課：健康福祉課

[事業概況]

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

[取組の方向]：内容を改善して継続

在宅生活が困難な方や、親の高齢化により独居が難しくなる方が増えており、ニーズは増えていますが、グループホームの空きはなく、入院等でつないでいるケースも見受けられます。

今後は広域で連携し、町外の施設を含め、利用希望者を受け入れることができる体制を構築できるように検討していきます。

[見込み量]

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	21人	21人	23人	24人	25人	26人

③施設入所支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

利用者の情報について、何かあった際は施設と連携し、連絡を取り合っています。

町内に障害者入所施設がないため、広域での連携が必要となっており、今後も町外を含めた広域で施設との連携を図っていきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	30人	31人	32人	32人	33人	34人

4) 指定相談サービス

①計画相談支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められた場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

【取組の方向】：内容（規模）を拡大して継続

町内には相談支援事業所がないため、町外の2か所に委託して、基本相談について同行を依頼したり、適切なサービスの提供について情報を共有したりしながら支援を行っています。

より多様なニーズに対応できるように、職員の研修等の促進を行うとともに、広域で連携する体制の構築を検討していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	100人	102人	103人	105人	106人	107人

②地域移行支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合に対応できる事業所の確保が課題と考えられます。

相談支援事業所とも連携を図りながら、適切な提供ができるよう体制の整備を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人

③地域定着支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

【取組の方向】：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望はありませんが、地域移定着の促進に伴うサービス利用が増加した場合に対応できる事業所の確保が課題と考えられます。

相談支援事業所とも連携を図りながら、適切な提供ができるよう体制の整備を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人

町内の障害福祉サービス等提供事業所

町内において障害福祉サービス等を提供している事業所数は、以下のとおりです。

障害福祉サービス名・事業名	事業所数
居宅介護	1か所
重度訪問介護	1か所
就労継続支援B型	2か所
地域活動支援センター	1か所

※令和5年9月時点

各事業所によって作業内容や取り組みは様々で、実際に見学や体験を行うことができます。健康福祉課では、近隣市町村も含めた、各事業所の情報提供を行っています。

今後も、情報提供や周知に努め、本人が希望する生活を送ることができるよう支援します。

(2) 地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

①理解度促進研修・啓発事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

地域住民を対象にして、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望はなく、今後は事業に対するニーズについて検討しながら、利用者のニーズに適した事業を展開できるように検討していきます。

②自発的活動支援事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

障害のある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望はなく、今後は事業に対するニーズについて確認しながら、利用者のニーズに適した事業を展開できるように検討していきます。

③相談事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

障害のある方及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

[取組の方向]：これまで通りに継続

町内には相談支援事業所がないため、町外の2か所に委託して、基本相談について同行を依頼したり、適切なサービスの提供について情報を共有したりしながら支援を行っています。

今後も現行の体制で継続して実施していきます。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	(実績見込) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	174人	95人	114人	180人	180人	200人

④成年後見制度利用支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。

また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。（市町村地域生活支援事業）

【取組の方向】：内容を改善して継続

事業の周知が不十分であったため、これまでのところ利用がない状況となっています。障害福祉担当の成年後見制度に対する理解が不十分なところもあったため、適切な周知を行うことができなかったのではないかと考えられます。

今後は担当職員の成年後見制度の理解促進のための研修や勉強会への参加を行っていきます。

さらに周知の仕方についても検討を行い、より効果的な周知活動を実施していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

【取組の方向】：内容を改善して継続

事業の周知が不十分であったため、これまでのところ利用がない状況となっています。障害福祉担当の成年後見制度に対する理解が不十分なところもあったため、適切な周知を行うことができなかったのではないかと考えられます。

今後は担当職員の成年後見制度の理解促進のための研修や勉強会への参加を行っていきます。

さらに周知の仕方についても検討を行い、より効果的な周知活動を実施していきます。

⑥五城目町コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

担当課：健康福祉課

【事業概況】

意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者等の派遣を行うものです。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町窓口への手話通訳者の設置は実現できませんでしたが、コロナワクチン接種や事務手続きなど、町が主催して行う事業や業務については、町から派遣を要請することで本人の手続きがスムーズに行われるように改善されています。

（これまでは本人から派遣の申請をしてもらっていました。）

今後は手話だけでなく、多様なニーズに対応するため、意思疎通支援者の育成研修についての情報提供を行っていきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
窓口設置 (人)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
派遣利用 (回)	13回	19回	19回	25回	25回	30回

⑦日常生活用具給付等事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

重度障害のある方を対象に、「自立生活支援用具」等の「日常生活用具」を給付・貸与等することで、日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。

主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

【取組の方向】：内容（規模）を拡大して継続

これまでに一部種目の基準額の見直しを行いました。

今後も種目の追加や基準額の見直しの検討を行い、利用ニーズに適した用具が給付できるようにしていきます。

【見込み量】

(給付延べ件数/年)	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練	0件	2件	1件	2件	2件	2件
自立生活	0件	2件	2件	3件	3件	3件
情報・意思疎通	0件	0件	1件	1件	1件	2件
排泄管理	351件	342件	348件	350件	355件	360件
住宅改修	0件	0件	0件	0件	1件	1件
在宅療護	0件	0件	1件	0件	1件	1件

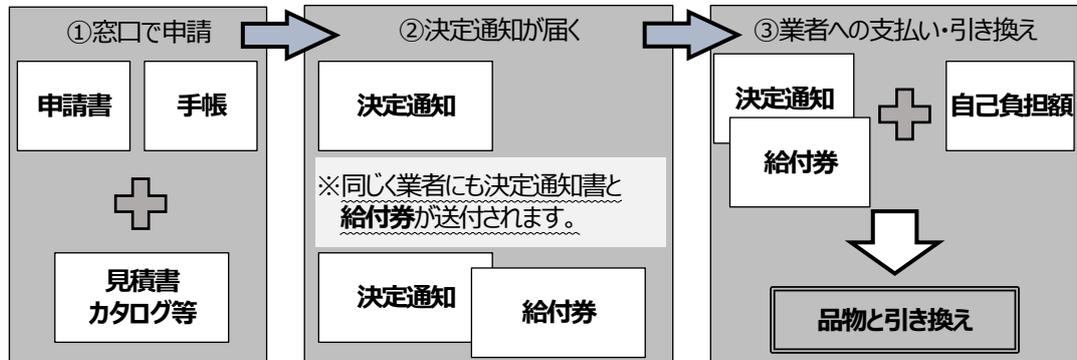
日常生活用具の給付を受けたいときは？

<対象者>

日常生活用具を必要とする、障害者、障害児、難病患者等

<申請について>

健康福祉課窓口で行います。事前申請が必要です。



<費用について>

原則一割負担ですが、世帯の所得に応じ、負担上限月額を設定しています。

また、用具によって、基準額（助成できる上限額）が決まっています。

<種目について>

- 寝たきりの方等の身体介護を支援する用具…【特殊寝台/マット/移動用リフト/訓練イス等】
- 入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具…【入浴補助用具/便器/頭部保護帽/火災警報器等】
- 在宅での病気の治療や医療処置を支援する用具…【たん吸入器/盲人用体温計等】
- 聞こえない人や見えない人の生活を支援する用具…【点字器/文書読み上げ装置/人工喉頭/拡大読書器/通信装置（FAX）等】
- 排泄の管理を支援する用具…【ストーマ装具/紙おむつ等】
- 在宅改修費など。詳細は町健康福祉課までお問い合わせください

⑧手話奉仕員養成研修事業

担当課：健康福祉課

[事業概況]

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成するための研修を行う事業です。

[取組の方向]：内容を改善して継続

これまで町単独では事業を行っておらず、県の委託事業への申し込み等について周知を行ってきました。今後は事業に対するニーズについて確認しながら、育成研修について、情報提供・周知の強化を行います。

[見込み量]

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人

⑨移動支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある方にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、外出を支援する移動介護を行うものです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

1名の利用者が2事業所を利用するなど、本人のニーズに対して柔軟に対応することができています。

今後も事業者との契約を継続して事業を提供していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数 (給付延件数/年)	67件	50件	55件	75件	80件	80件

⑩地域活動支援センター機能強化事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害のある方等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。近隣4市町村との合同委託により実施しています。

【取組の方向】：内容を改善して継続

町内のセンターの利用者は年々減少しており、町広報で事業についての周知を行っています。

また、町外のセンターと新規で委託契約を行うなど、利用しやすい環境の整備を図っており、今後も継続的に周知を行っています。

2) 任意事業

再掲

① 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。

月5回の提供となっておりますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実を図ることを検討します。

十分なサービス提供が可能となるように、事業所の確保に努めます。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も利用者ニーズの把握に努めるとともに、必要な場合には要件の見直しを検討していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	2人	2人

再掲

② 日中一時支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。

障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

【取組の方向】：これまで通りに継続

今後も事業者との契約を継続して事業を提供していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (延回数/年)	272回	219回	223回	280回	295回	295回

③更生訓練費給付事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

身体障害者援護施設等に入所・通所している方が更生訓練を受けた際に、更生訓練やそのために要した経費を支給します。

身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【取組の方向】：縮小

これまでのところ支援実績がない状況が続いており、身体障害者のニーズを確認しながら、事業の縮小についても検討していきます。

④五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

在宅の重度障害者が移動手段として自動車を使用する場合に、免許取得にかかる費用や身体機能に応じた改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【取組の方向】：これまで通りに継続

利用実績もあり、内容に関する問い合わせや相談も数件ありました。今後も引き続きホームページ等で周知を行っていきます。

⑤心身障害者通院移送費支援事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

在宅の重度障害者が通院のために利用するタクシー料金や、透析治療者の定期通院にかかる自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

（基本町内のタクシーの利用で基本料金の支給となっているため、遠方への利用になると負担が大きくなっています。通院の状況に応じた支援となるように内容の充実を検討していきます。）

【取組の方向】：内容を改善して継続

燃料費の高騰により、基準額の見直しを希望する声がありました。また、タクシー券についても要件見直しのニーズがあります。

今後は要件の設定についても検討していきます。

⑥住宅改修費給付事業

担当課：健康福祉課

【事業概況】

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修費の一部を給付するものです。

障害のある方の日常生活の便宜を図り、有効な住宅改修ができるように情報の提供と支援をしていきます。

【取組の方向】：内容を改善して継続

これまでに住宅改修の希望者はいたものの、要件に該当しなかったため、利用実績はない状況となっています。

また介護保険の被保険者については、介護保険制度における住宅改修の利用についても案内を行っているため、本事業を利用しない結果となっています。

介護保険サービスを利用できる場合はそちらのサービスを利用してもらうこととなりますが、介護保険サービスを利用できない人もいるため、引き続き、事業の概要や利用要件などについて周知を行い、必要とする人にサービスを活用してもらえるようにしていきます。

(3) 障害児福祉サービスの推進

1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

毎年利用者が4、5名いるものの、町内に対応可能な事業所がない状況となっています。

町外事業者のサービスを利用できるので、今後も児童、保護者への情報提供などの支援を継続していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	4人	4人	5人	5人	6人	6人
利用延べ人数 (人日/年)	213人日	137人日	150人日	150人日	180人日	180人日

② 医療型児童発達支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望がない状況となっておりますが、今後も引き続き事業の周知を図り、サービスを必要とする対象者が現れた際には対応できるように体制を整えていきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	0人日	0人日	0人日	15人日	15人日

③放課後等デイサービス

担当課：健康福祉課

【事業概況】

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

町内に対応可能な事業所がない状況となっています。
町外事業者のサービスを利用できるので、今後も児童、保護者への情報提供などの支援を継続していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	14人	14人	15人	15人	16人	16人
利用延べ人数 (人日/年)	2,400人日	1,704人日	1,874人日	2,085人日	2,224人日	2,224人日

④保育所等訪問支援

担当課：健康福祉課

重点事業

【事業概況】

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

これまでのところ利用が少なく、町内に対応可能な事業所がない状況となっています。
町外事業者のサービスを利用できるので、今後も児童、保護者への情報提供などの支援を継続していきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	2人	2人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	0人日	6人日	6人日	12人日	12人日

⑤居宅訪問型児童発達支援

担当課：健康福祉課

重点事業

【事業概況】

居宅に訪問して、就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

【取組の方向】：これまで通りに継続

これまでのところ利用希望がない状況となっておりますが、今後も引き続き事業の周知を図り、サービスを必要とする対象者が現れた際には対応できるように体制を整えていきます。

【見込み量】

	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/年)	0人日	0人日	0人日	0人日	8人日	8人日

■保育所等における障害児の受入（参考）

【見込み量】

実人数（人）	実績値 (実績見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	0人	0人	0人	0人	0人	0人
認定こども園	4人	4人	5人	6人	6人	7人
放課後児童健全育成事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

担当課：健康福祉課

【事業概況】

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

障害児通所サービスの利用希望者に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

【取組の方向】：内容（規模）を拡大して継続

町内には相談支援事業所がないため、町外の2か所に委託して、基本相談について同行を依頼したり、適切なサービスの提供について情報を共有したりしながら支援を行っています。医療機関の相談室とも連携を行う必要があると考えられます。

医療的ケア児や重度の児童など、より多様なニーズに対応できるよう、職員の研修等を促進するとともに、広域で連携する体制の構築を検討していきます。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	16人	13人	14人	17人	18人	18人

■医療的ケア児コーディネーターの配置（参考）

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人)	0人	0人	0人	0人	1人	1人

第5章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の「円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されている成果目標については、次の通りです。

項目	国の基準
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 本町における成果目標の設定

国の基本的な指針」における成果目標を踏まえ、本町における成果目標は以下のように設定します。

項目	本町における成果目標
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の3%以上
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	・圏域において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 ・強度行動障害を有する者に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置:圏域に1か所以上 ・自立支援協議会において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:圏域に1か所以上
⑥相談支援体制の充実・強化等	・圏域において、基幹相談支援センターを設置等 ・自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・サービスの質向上のための体制を構築(自立支援協議会での検討)

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障害を理由とする差別の解消

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障害を理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障害者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障害のある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障害者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障害のある人の中には、その障害ゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障害のある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障害のある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障害のある人が障害の特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスを利用できるよう量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障害のある人の自立と連携

障害のある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人同士、障害者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して住民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障害があってもなくても、地域に暮らす人たち皆さんが住民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○住民の役割

住民一人ひとりが、障害や障害のある人に対する理解を深め、ともに生きるまちを作り上げていくという認識のもと、障害のある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障害者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障害のある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障害福祉施策の実施にあたっては、障害福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障害児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障害のある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障害保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障害のある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障害者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障害者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障害者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

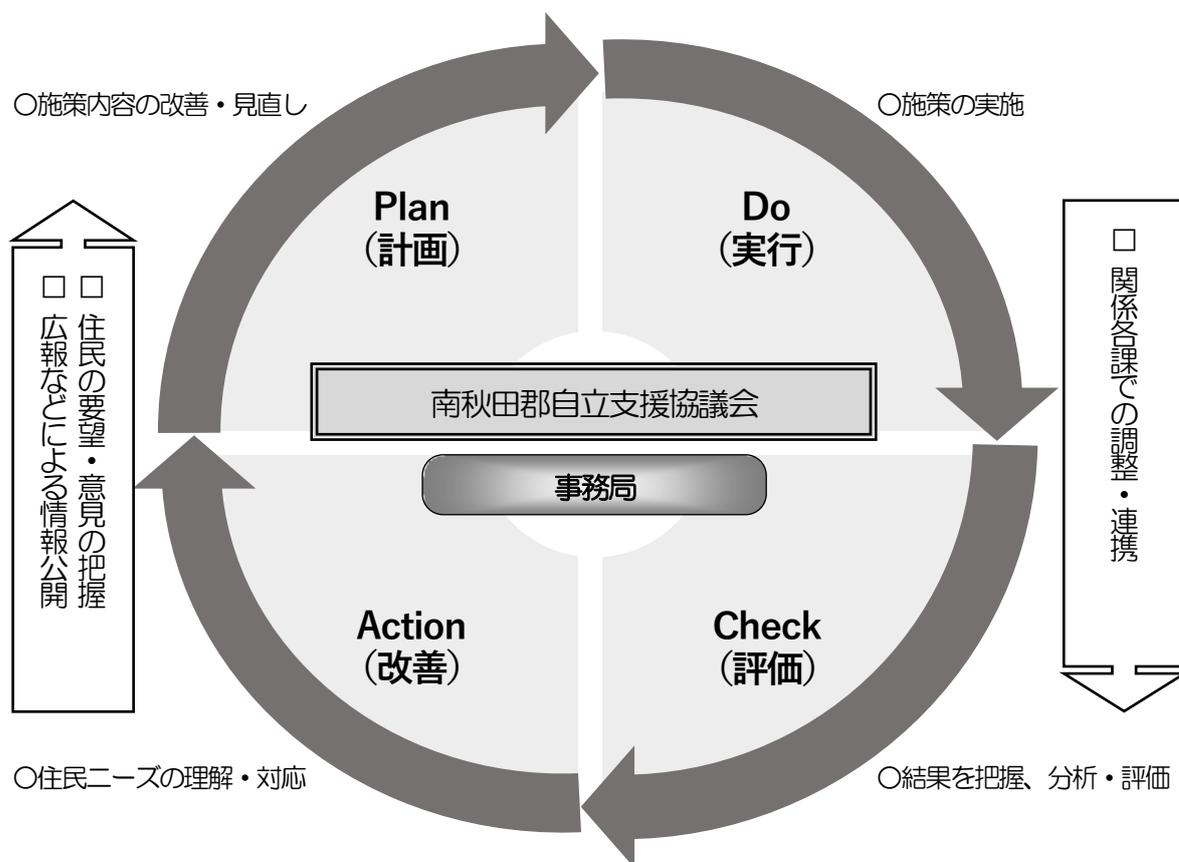
障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、南秋田郡自立支援協議会(及び事務局)において評価を行います。評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

- ・ 半期ごとに実績値と見込み量を比較し、適切なサービス量が提供されているか評価します。必要に応じて見込み量、計画の見直しを行います。
- ・ 潜在的なニーズを把握するため、関連各課と定期的に情報共有を行います。

○ 全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

- ・ 各制度や事業について、関連各課への周知を行います。
- ・ 障害福祉に関する研修や講演を受講し、関連各課へ情報発信を行います。

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

- ・ 相談支援員や医療機関等各専門機関との連携を強化します。
- ・ スキルアップ研修等への参加や、町職員を対象とした研修会の開催を検討します。

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障害者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障害者支援制度の周知の強化

- ・ 公共施設等に障害福祉に関するチラシやパンフレットを設置する等、周知の方法を見直します。
- ・ 誰でも、どこでも情報が取得しやすいように、ホームページの見直しを行います。

○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障害者ニーズの把握と取り組みへの反映

- ・ 自立支援協議会を活用した現状の把握や各団体へのヒアリング等重層的に行い、課題の洗い出しやニーズの把握に努めます。
- ・ 相談窓口を明確化し、潜在的なニーズの把握につなげます。

参考

■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
権利擁護の推進、虐待の防止	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
	ピアサポートの実施状況	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(ピアサポートの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数	52団体 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
		9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)	
		641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (~2027年度)	
	ピアカウンセリングの実施状況	地域生活支援事業(ピアカウンセリングの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	634 団体 (2021年4月)	前年度比増 (~2027年度)
障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備状況	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合	市町村: 73.5% (2021年4月) ※政令指定都市及び中核市等以外の市町村	100% (2027年度)
		地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成状況	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合	100% (2027年度)
			中核市等: 83% (2021年4月) ※中核市、特別区及び県庁所在地(政令指定都市を除く。) その他市町村: 55.9% (2021年4月)	80%以上 (2027年度)

(2) 安全・安心な生活環境の整備

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(注)高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設	29% (2019年度)	おおむね4割 (2030年度)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	921市町村118圏域 (2021年4月)	全ての地域 (2027年度) (注)各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(精神障害者の住まいの確保支援に係る事業)を実施する地方公共団体の数	5地方公共団体 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)
	居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率	28% (2021年度)	50% (2030年度)	

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
移動しやすい環境の整備等	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ※註1	段差解消:94.5% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			視覚障害者誘導用ブロックの整備:96.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			案内設備の設置:80.3% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			障害者用トイレの設置:91.6% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(鉄軌道駅全体):2192番線 (2020年度)	3000番線 (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(平均利用者数1日10万人以上の駅):334番線 (2020年度)	800番線 (2025年度)
	車両等のバリアフリー化の進捗状況	車両等のバリアフリー化率 ※註2	鉄軌道車両のバリアフリー化率:48.6% (2020年度)	約70% (2025年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く。)のうち、ノンステップバスの導入率:63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率:5.8% (2020年度)	約25% (2025年度)
			鉄軌道アクセスがない一定の航空旅客ターミナルへのアクセスバス路線における、バリアフリー化されたバス車両が運行されている運行系統の割合:32% (2020年度) ※註1	約50% (2025年度)
			貸切バスの導入台数:1,975台 (2020年度)	約2,100台 (2025年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数:41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
			各都道府県におけるタクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの割合:—% (2020年度)	約25% (2025年度)
			旅客船のバリアフリー化率:53.3% (2020年度)	約60% (2025年度)
航空機のバリアフリー化率:99.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)			

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ※註3	約63% (2021年度)	約67% (2025年度)
		規模の大きいおおむね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	園路及び広場:約63% (2018年度)	約70% (2025年度)
			駐車場:約53% (2018年度)	約60% (2025年度)
			便所:約61% (2018年度)	約70% (2025年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率	67% (2020年度)	70% (2025年度)
	障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99% (2019年度)	原則100% (2025年度)
		視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

註1 鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上5,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上5,000人/日以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

註2 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両等の割合又は台数

註3 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物。公立小学校等を除く。)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実にに向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率	58.3% (2018年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	ICTサポートセンターの設置状況	ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
	電話リレーサービスの普及状況	電話リレーサービスの認知及び理解に資する講習会や利用登録会等の実施を通じた利用者の登録件数	— (注)2022年度から電話リレーサービス提供機関において利用者登録会等を実施	前年度比増 (～2027年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合:100% 在京キー5局平均:100% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:100%(2027年度)
		「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合:15.2% NHK教育:19.9% 在京キー5局平均:17.6% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:15%以上(2027年度) NHK教育:20%以上(2027年度)
		1週間当たりの手話放送時間	NHK総合:1時間16分 NHK教育:4時間8分 在京キー5局平均:18分 (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK及び在京キー5局:平均15分/週以上(2027年度)
	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送業務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	100% (2019年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) [再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	76.5% (2021年度)	84.5% (2027年度)

(4) 防災、防犯等の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
防災対策の推進	災害発生時における迅速な避難等に関する取組の実施状況	土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	約16,000か所 (2020年度)	約56,000か所 (2025年度)
復興の推進	復興施策における障害者に関する取組の実施状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」等に掲載されている障害者関係施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1件 (2022年度)	3件 (2023～2027年度)
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会の設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	16府県 (2022年4月)	全都道府県 (2024年度)
		地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者生活相談員の研修参加率(各年度)が100%となる都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者行政職員の研修参加率(各年度)が80%以上となる都道府県数	全ての都道府県で未達成 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)

(5) 行政等における配慮の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
選挙等における配慮等	選挙における視覚障害者への配慮の状況	国政選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布する都道府県の数	全都道府県 (2019年度)	全都道府県 (2027年度)
		国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	期日前投票所:99.6% (2019年度)	100% (2027年度)
	選挙における身体障害者への配慮の状況		投票所:99.8% (2019年度)	100% (2027年度)

(6) 保健・医療の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
精神保健・医療の適切な提供等	精神病棟における長期入院の状況	精神病床における1年以上の長期入院患者数 (注)認知症患者を含む。	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
	精神保健観察の対象者の社会復帰の状況	精神保健観察事件年間取扱件数に占める処遇終了決定(注)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(注)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第56条第1項第2号に基づく保護観察所長の申立てによる処遇終了決定に限る。	26.1% (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	精神障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行支援のサービス見込量	0.05万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域定着支援のサービス見込量	0.4万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数	アウトリーチ事業: 30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
			ピアサポート活用事業: 25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)
	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	精神保健・医療を提供する体制の整備状況	指定通院医療機関(病院、診療所)の数	689か所 (2022年度)	前年度比増 (～2027年度)
		全国の精神医療審査会における退院等請求の平均審査期間(請求受理から結果通知まで)訪問系サービスの見込量	35日 (2020年度)	前年度比減 (～2027年度)
			居宅介護 185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			重度訪問介護 11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			同行援護 23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
	行動援護 10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)		
	心の健康づくり対策の実施状況	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	61.4% (2020年度)	80%以上 (2027年度)
	心の健康づくりに関する情報発信の状況	ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」のアクセス件数	13,538,191件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	医療の提供が必要な障害者の受入れ体制の整備状況	医療型短期入所のサービス見込量	22,863人/日 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			289か所 (2020年4月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]		9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)	
都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数		119か所 (2022年4月)	前年度比増 (～2027年度)	
障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数[再掲]	アウトリーチ事業: 30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		ピアサポート活用事業: 25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
福祉施設における歯科口腔保健の推進に向けた取組状況	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.9% (2019年度)	(次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を踏まえて策定)	
難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)	

(6) 保健・医療の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	医薬品等の研究開発の状況	治験の届出数	808件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性が高いと判断され、開発要請がかかった品目の薬事承認や適応拡大の件数	11件 (2021年度)	年間7件
		再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく再生医療等提供計画の届出件数 (注)臨床研究に限る。	109件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	医療機器等の研究開発の状況	革新的な医療機器・システムの実用化の件数	4件 (2021年度)	5件 (2027年度)
		SHIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数	3件 (2022年度まで)	10件 (～2027年度)
	医薬品等の研究開発に対する支援の実施状況	RS戦略相談の実施件数 (注)RS戦略相談:レギュラトリーサイエンス戦略相談	104件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
保健・医療を支える人材の育成・確保	地域における保健・医療人材の育成に向けた体制の整備状況	地域保健従事者現任教員推進事業を実施する地方公共団体の数	59団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
難病に関する保健・医療施策の推進	難病に関する医療費助成の状況	特定医療費受給者証の所持者数	1,033,770人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数	123,693人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)
	難病に関する研究の支援状況	難病に関する研究課題の採択状況	101課題(難治性疾患政策研究事業:公募19課題、指定1課題、難治性疾患実用化研究事業:1次公募67課題、2次公募14課題) (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	難病に関する医療を提供する体制の整備状況	都道府県における難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)
障害の原因となる疾病等の予防・治療	疾病等の患者に対する支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業(アウトリーチ事業)を実施する地方公共団体の数	30団体 (2021年度)	100% (2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	100% (2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
意思決定支援の推進	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数[再掲]	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
		担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数[再掲]	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
相談支援体制の構築	障害者等に対する相談支援の実施状況	相談支援事業の利用者数	計画相談支援: 22.3万人 (2021年12月) 障害児相談支援: 7.3万人 (2021年12月)	前年度比増 (~2027年度) 前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が開催する「相談支援従事者研修」(初任者・現任)の修了者数	7,392人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (~2027年度)
		難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数[再掲]	119 か所 (2022年4月)	前年度比増 (~2027年度)
		地域移行支援、在宅サービス等の充実	福祉施設入所者の地域移行の状況	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)
円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量[再掲]	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		自立生活援助のサービス見込量	1,251人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		訪問系サービスの見込量[再掲]	居宅介護 185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			重度訪問介護 11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			同行援護 23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
		行動援護 10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)	
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス見込量	1.9万人 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		短期入所のサービス見込量	385,523人/日 (2021年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村数	921市町村 (2021年4月)	全ての地域 (2023年度) (注)各市町村に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
障害のあることに対する支援の充実	障害のあることに対する支援の実施状況	児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 8,408事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援: 90事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 15,994事業所 (2021年3月) 保育所等訪問支援: 985事業所 (2021年3月) 児童発達支援センター: 719事業所 (2021年3月) 障害児入所施設: 379事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		巡回支援専門員整備事業を行う市町村数	460市町村 (2020年度)	
	重症心身障害児に対する支援の実施状況	重症心身障害児を対象に児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 598事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定) (注)原則として各市町村に少なくとも1か所以上を想定
			医療型児童発達支援: 59事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 1,859事業所 (2021年3月)	
	発達障害者の支援体制の整備状況	発達障害者支援センターの複数設置又は地域支援マネージャーの配置のいずれかを行っている都道府県及び政令指定都市の割合	79% (2021年度) (注)内訳 ・発達障害者支援センターの複数設置の割合: 31% ・地域支援マネージャーの配置の割合: 78%	100% (2027年度)
発達障害に対する医療関係者の理解促進に向けた取組状況	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施している都道府県数	30都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)	
障害福祉サービスの質の向上等	サービスを提供する者に対し指導を行う者の養成状況	都道府県が開催する「サービス管理責任者研修」・「児童発達支援管理責任者研修」(基礎・実践・更新)の修了者数	25,295人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	障害者のアクセシビリティの向上に資する機器の製品化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計)[再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
	福祉用具の製品化に向けた状況	SBIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数[再掲]	3件 (2022年度まで)	10件 (~2027年度)
障害福祉を支える人材の育成・確保	障害福祉を支える人材の育成状況	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数[再掲]	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度)	前年度比増 (~2027年度)
			公認心理師: 54,248人 (2021年度)	前年度比増 (~2027年度)

(8) 教育の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
インクルーシブ教育システムの推進	個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	90.9% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	84.8% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
		幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	72.4% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
	通級による指導の普及状況	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	164,697人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行っている幼・小・中・高等学校等の割合 (注)校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教師の専門性向上	校内委員会の設置	86.1% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
			特別支援教育コーディネーターの指名率	84.9% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
教師の専門性向上			78.4% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)	
教育環境の整備	特別支援学校の教師の専門性の向上	下記の要件のいずれかに該当せず、かつ特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校教諭の割合 (要件) ①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である ②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	おおむね0% (2027年度)	
		小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数経験した教員の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
		管理職の選考に当たり、特別支援教育の経験も考慮している都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
		教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
	特別支援学校のセンター的機能の発揮状況	センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合	96.3% (2017年度)	100% (2027年度)	
	学校施設のトイレの洋式化状況	全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化率	57% (2020年度)	95% (2025年度)	
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(校舎)	車椅子使用者用トイレの整備率	65.2% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)	
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで	①78.5% ②57.3% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)	
		エレベーターの整備率	27.1% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約40%に相当) (2025年度)	

(8) 教育の振興の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(屋内運動場)	車椅子使用者用トイレの整備率	36.9% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで	①74.4% ②57.0% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)
		エレベーターの整備率	65.9% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約75%に相当) (2025年度)
高等教育における障害学生支援の推進	障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況	障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	82.7% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	74.3% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	障害学生の支援等に関する体制の整備状況	障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	69.6% (2020年度)	100% (2025年度)
		障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0% (2020年度)	100% (2025年度)
		紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	50.7% (2020年度)	100% (2025年度)
		ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	58.1% (2020年度)	100% (2025年度)
		ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	22.2% (2020年度)	100% (2025年度)
	障害学生への就職指導の状況	障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	23.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	22.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	85.8% (2020年度)	100% (2025年度)
生涯を通じた多様な学習活動の充実	学校卒業後の障害者の生涯学習の状況	学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の生涯学習の機会があると回答する障害者の割合	34.3% (2018年度)	50% (2025年度)
	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備状況	サビエ図書館を利用している施設・団体数(公共図書館を含む。)	458件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
		国立国会図書館から視覚障害者等用データ提供を受けている図書館数	153件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
	全国の学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況	全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数	15,221校 (2022年度)	(文部科学省が作成する次期教育振興基本計画等を踏まえ検討)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
総合的な就労支援	就労支援の実施状況	「障害者向けチーム支援」による障害者の就職率	54.6% (2021年度)	55.6% (2027年度)
		就労移行支援の利用者数	63.9万人日分 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	12,595人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	就労支援に向けた体制の整備状況	ジョブコーチの養成数	14,062人 (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
	就労支援を受けた障害者の就職状況	一般就労への年間移行者数	1.7万人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			1.8万人 (2021年度)	2.4万人 (2027年度)
			62.9% (2020年度)	70% (2027年度)
			48.5% (2020年度)	55% (2027年度)
	就労支援を受けた障害者の職場定着状況	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	— (注)2022年度から調査を開始したため、現時点では現状値を算出不可	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		ジョブコーチによる支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	89.8% (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率		75.3% (2021年度)	79.4% (2027年度)	
障害者雇用の促進	民間企業における障害者雇用の状況	障害者の雇用率達成企業の割合	47.0% (2021年6月)	56.0% (2027年度)
	公的機関における障害者雇用の状況	障害者雇用率を達成する公的機関の数	2,002 機関(2,782 機関中) (72%) (2021年6月)	全ての公的機関 (2027年度)
	公共職業安定所における職業紹介の状況	公共職業安定所における就職件数(障害者)	96,180 件 (2018～2021年度の累計39.2万人)	62.2 万件 (2023～2027年度の累計)
障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備状況	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合	24.5% (2021年度)	(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ設定)
	ICTを活用したテレワークの普及・拡大に向けた取組状況	通信利用動向調査の企業におけるテレワーク導入率	51.9% (2022年5月)	(最新の調査結果を踏まえ、テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討)
	農業分野における障害者の就労支援に向けた取組状況	農福連携による障害者の就農促進プロジェクトを実施する都道府県の数	24道府県 (2020年度)	全都道府県 (2027年度)
	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	就労継続支援B型事業所から得られる収入の状況	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,776円 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
一般就労が困難な障害者に対する支援	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額[再掲]	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備	障害者の文化芸術活動に対する支援の状況	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する都道府県数	37都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)
	地域における障害者の文化芸術活動の取組状況	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定した都道府県数	27都道府県 (2021年10月)	全都道府県 (2027年度)
スポーツに親しめる環境の整備	地域における障害者スポーツの普及状況	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	成人:31% (2021年度) 若年層:41.8% (2021年度) (注)7~19歳	成人:40%程度 (2026年度) 若年層:50%程度 (2026年度)
		一般の成人の障害者スポーツの実施状況	一般の成人の障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.7% (2021年度)
	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化	対策の優先順位の考え方を記載した質の高い個別施設計画における地方公共団体の策定率	11% (2019年度)	50% (2026年度)
競技スポーツに係る取組の推進	アスリートの育成強化の状況	パラリンピック競技大会における金メダル数	夏季大会:13個 (2021年) 冬季大会:4個 (2022年)	過去最高の金メダル数 (注)夏季大会:18個以上 (2024年) 冬季大会:13個以上 (2026年)

(10) 国際社会での協力・連携の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
政府開発援助を通じた国際協力の推進等	国際協力の担い手の育成状況	障害者を対象としたJICAの取組における研修員の受入れ数	215人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	国際協力の担い手の活動状況	障害者を対象としたJICAの取組における専門家の派遣数	16人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	障害者に関する技術協力の実施状況	障害者を対象としたJICAの取組におけるJICAボランティアの数	29人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
障害者の国際交流等の推進	国際交流等を担う民間団体等への支援の状況	JICAを通じた障害者を対象とする技術協力プロジェクト事業の件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
		日本NGO連携無償資金協力を通じた事業の採択件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)

■ 計画策定経過

日程	実施内容・会議等	協議内容等
令和5年9月22日	第1回 障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画等の概要・策定作業について ○基本理念、目標、の検討について ○施策の方向、事業の検討について ○今後のスケジュールについて
令和5年12月14日	第2回 障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画等（素案）について
令和6年 2月5日～2月23日	パブリックコメント （意見募集）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○HP、健康福祉課窓口で実施
令和6年3月8日	第3回 障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果等について ○障害者計画等について（最終確認）
令和6年3月	五城目町障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定	

■ 五城目町障害者計画等策定委員名簿

No.	所属機関名	役職名	氏名	備考
1	秋田県秋田地域振興局福祉環境部	次長	町本 修一郎	
2	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会	会長	伊藤 英紀	
3	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会	監事	石井 文義	副会長
4	一般社団法人 秋田県聴力障害者協会	理事（事務局長）	加藤 薫	
5	一般社団法人 秋田県聴力障害者協会	会員	伊藤 賀津雄	
6	県立支援学校 天王みどり学園	教頭	高橋 省子	
7	医療法人正和会 介護老人保健施設 湖東老健	施設長	斎藤 晴樹	
8	社会福祉法人五城目やまゆり会 特別養護老人ホーム広青苑	施設長	石井 正子	
9	特定非営利活動法人よつば	理事長	伊藤 誠	
10	五城目町手をつなぐ親の会	会長	児玉 恵子	
11	五城目町手をつなぐ親の会	会員	宮城 夕里子	
12	五城目町障害者相談員	相談員	佐々木 真作	
13	五城目町障害者相談員	相談員	奈良 仁子	
14	秋田人権擁護委員協議会 総務委員会	企画部長	石井 正	
15	五城目町人権擁護委員	委員	猿田 秀樹	
16	五城目町民生児童委員協議会	会長	浅野 れい子	会長
17	五城目町民生児童委員協議会	高齢・障害者福祉部会 部長	川村 清志	
18	社会福祉法人 五城目町社会福祉協議会	事務局長	加藤 雄一	
19	社会福祉法人 五城目町社会福祉協議会	介護課長補佐	伊藤 直美	

(事務局)

所属	役職名	氏名
健康福祉課	課長	石井 政幸
健康福祉課	主席課長補佐	佐々木 丈
健康福祉課	課長補佐（保健師）	福嶋 妙子
地域包括支援センター	主査（社会福祉士）	小林 真実
健康福祉課	主任	佐藤 貴彰
健康福祉課	主事	岩淵 みづ紀

五城目町障害福祉総合計画
障害者基本計画
第7期 障害福祉計画
第3期 障害児福祉計画

令和6年3月

編集	五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 TEL:018-852-5128
----	--